

第3次
津島市環境基本計画（案）

（2026-02-03版）

令和8（2026）年3月

津 島 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 前計画の総括	5
第2章 計画の基本理念と基本目標	7
1 基本理念	8
2 基本目標	9
第3章 環境施策の展開	21
1 施策体系	22
2 環境施策	24
基本目標1 緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち	24
基本目標2 人と生きものが共生するまち	34
基本目標3 資源を循環させるまち	41
基本目標4 心地良さが感じられる安全・安心なまち	47
基本目標5 学びとパートナーシップが根付くまち	53
第4章 重点環境戦略	59
1 再エネを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略	61
2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略	62
3 3Rを軸とした地域資源循環の確立戦略	63
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	66
2 計画の進行管理	66
3 計画進捗管理指標	67

資料編

資料 個別計画	70
津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	71
1 計画の基本的な考え方	71
2 区域の現状	73
3 計画の目標	75
4 基本方針と施策	79
5 計画の推進	79
津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	81
1 基本的事項	81
2 温室効果ガスの排出状況	82
3 計画の目標	83
4 基本方針と施策	84
5 計画の推進	84
津島市気候変動適応計画	87
1 基本的事項	87
2 地域の特徴	87
3 適応に関する基本的な考え方	88
4 これまで及び将来の気候変動影響と適応策の方向性	89
5 適応策の推進	91
生物多様性つしま戦略	93
1 戦略の基本的事項	93
2 生物多様性等に関する現状と課題認識	94
3 戦略の目指す姿と基本戦略	97
4 空間計画と施策の展開	97
5 戦略の推進	99

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 前計画の総括

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年 3 月に策定（令和 3 年 9 月中間見直し）した「津島市環境基本計画」（以下「前計画」という。）のもと、省エネ活動やごみ減量等地域に根ざした環境の保全に関する取組を実施し、市民や事業者の環境意識は着実に高まってきています。

しかし近年、地球温暖化の加速や大雨による水害、エネルギー価格の高騰、生態系の劣化、資源消費の増大等、社会・経済・環境の状況は急速に変化し、これまでの取組の延長では対応しきれない課題が明らかになってきました。

これから環境を考える上では、2050 年カーボンニュートラルの実現や地域循環共生圏の構築等、より広い視野を持つことが必要であるとともに、市民、事業者、市の役割を示しながら、各主体が環境に関する様々な問題を自分ごととして捉え、個別または連携して問題解決に取り組むための指針となる計画とすることが重要です。

今回、令和 7 年度に前計画が目標年次を迎えるにあたり、こうした環境の変化に対応するために、前計画の進捗状況の評価、市民・事業者の環境に対する意識や意向等をもとに、新たな「津島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■本計画における各主体の役割

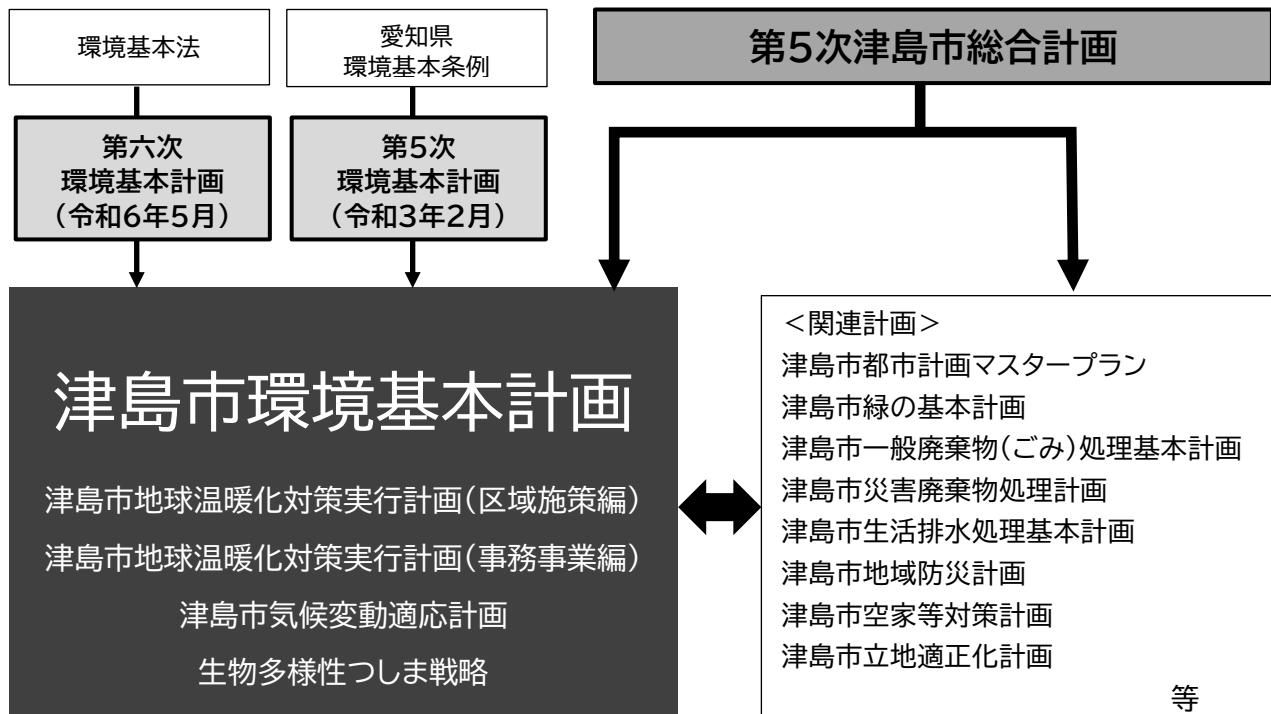
市民	・本市の環境を保全するために、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
事業者	・事業活動を行うに当たり、環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
市	・環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、施策にともづく各種取組の実施・支援を行います。

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画は、「第5次津島市総合計画」に掲げる将来像『～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島』について、環境保全の視点から横断的に捉えた施策の展開をすることによって、その実現を目指すものです。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画と整合を図りつつ、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定めることとしました。また、環境に影響を及ぼすと認められる計画や施策の策定及び実施にあたっては、本計画との整合を図るものとします。

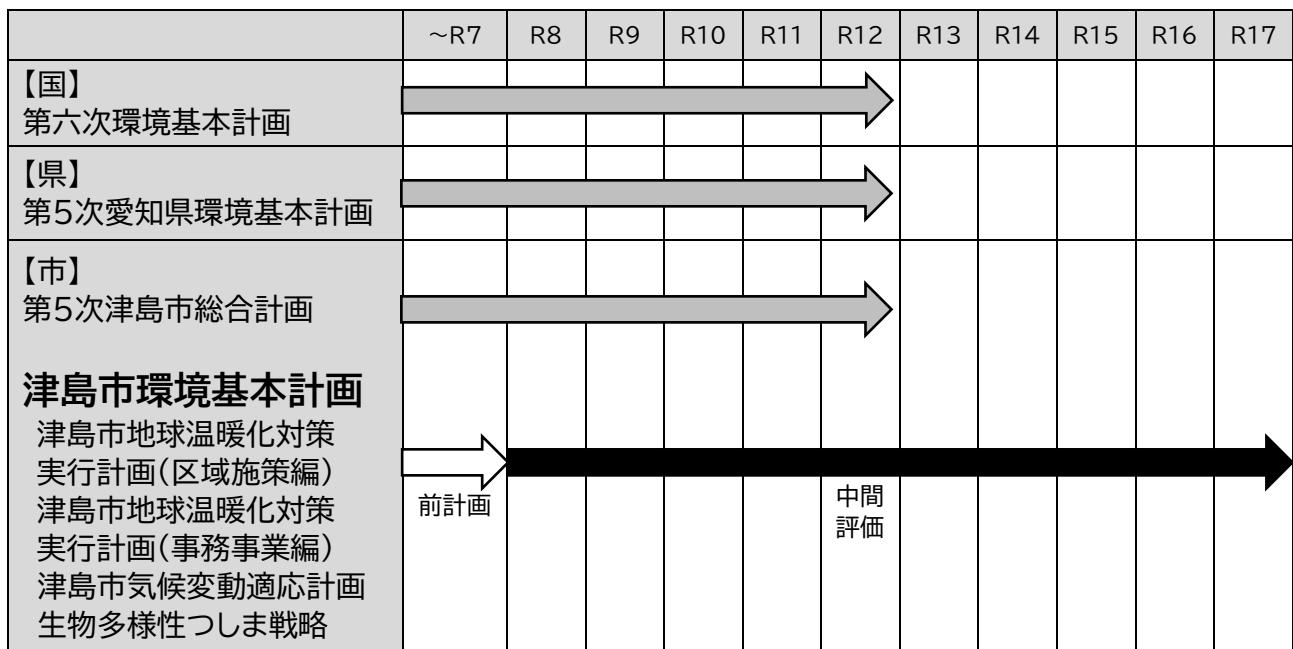


※本計画では環境に関する計画として、「津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「津島市気候変動適応計画」、「生物多様性つしま戦略」の4つの個別計画を内包した計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や環境課題の動向、最上位計画である「第5次津島市総合計画」の改定等を踏まえ、5年後を目途として、計画の進捗状況や市民意識の変化等に応じて施策の見直しを図ることとします。



4 計画の対象範囲

本計画は、以下に示す範囲・領域を対象とします。

自然環境	農地・樹林地、水辺地、動植物・生態系
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音・振動・悪臭）、廃棄物処理、生活排水、地域美化
都市・快適環境	土地利用、都市公園・緑地、交通、防災
広域・地球環境	エネルギー、地球温暖化

5 前計画の総括

前計画では、「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともにつくり、未来へつなぐ」を基本理念として、「人と生きものが共生するまち」、「モノを大切にする心が根付いたまち」、「エネルギーを賢く大切に使うまち」、「津島らしさが感じられるまち」、「持続可能で快適なまちの実現に向けて」の5つの基本目標に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

市全体の環境については、市民・事業者アンケートの結果において、市民や事業者の環境に関する意識が前回調査に比べ高くなっている一方で、市全体の環境に関する満足度は低いという結果となっています。この結果からは市民・事業者の環境意識が全体的に向上したことにより、環境に関する満足度へのハードルが高くなっていることも想定されます。そのため、楽しみながら取り組める取組や取組による直接的なメリットが得られる工夫等、満足度向上につながる取組を進め、市全体の環境への満足度を高める必要があると考えられます。

「人と生きものが共生するまち」については、本市の特性である水と緑を中心に、下水道等の生活基盤の整備が進み、水辺環境に対する市民の満足度は向上しました。また、農地や社寺林等、多様な生きものの生息生育環境となる空間は依然として地域に残されており、それらが「津島らしさ」の重要な要素として認知されています。一方で、市民の生物多様性に関する認知度は低く、生物多様性を保全していくためには市民や事業者の意識向上も必要となっています。

「モノを大切にする心が根付いたまち」については、ごみ排出量の減少傾向の継続や、ごみゼロ運動等の地域活動の広がりによって、市民・事業者の行動変容が実際の数値として表れています。廃棄物の資源化や適正処理が着実に進み、市民アンケートにおいても、ごみ処理に関する意識が定着していることが確認されるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識した取組も進められています。一方、ポイ捨てや不法投棄への不満が高く、地域と行政の連携対応が求められています。

「エネルギーを賢く大切に使うまち」については、事業者の省エネ機器導入等も進み、事業所単位の温室効果ガス排出削減の取組が進んでいます。一方で、再生可能エネルギーに関する認知や関心が高まりつつありますが、市民の再生可能エネルギー利用に関する意識はまだまだ低く、太陽光等のポテンシャルを活かした導入促進が課題となっているとともに、近年では気候変動影響による水害・熱中症リスクの増加が新たな課題となっています。

「津島らしさが感じられるまち」については、地域の安全・安心の面では市民の防災意識は高くなっていますが、水害の増加への不安もあり、防災施設整備や農地を活かした減災対策が必要となっています。また、地盤沈下は沈静化傾向にある一方、野焼きや騒音・悪臭等感覚公害への苦情が多くなっており、身近な生活の中での公害対策の継続が必要となっています。

「持続可能で快適なまちの実現に向けて」については、学校や保育園等を中心とした環境教育・環境学習の取組が推進され、市民一人ひとりの関心を高める基盤づくりが進んでいます。ま

た、各主体の環境への意識は前回調査と比較して全体的に高まっており、環境活動への参加意欲につながっています。一方で、市民の環境情報提供への不満度は高く、情報発信の改善が求められています。国や県、民間団体等の環境情報サイトは近年充実してきており、それらを活用する等、市民や事業者が求める情報を的確に発信し、行動につなげることが必要となっています。

このような中で、次の10年の計画となる本計画では、前計画での取組や現在の環境の状況等を踏まえながら、課題に向け対応していきます。

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

2 基本目標

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では、豊かな水資源を活かした広大な田園、歴史ある寺社の鎮守の森等の環境が、人々の暮らしと密接な関係性を保ちながら連綿と引き継がれてきました。一方で、気候変動による地球温暖化の進行、生物多様性の損失、環境汚染といった地球規模で人類が直面する危機によって、地域を取り巻く環境にも影響が現れてきています。

本計画は、こうした地域の環境の変化に対応して、持続可能なまちとするための環境面での施策を定めています。計画に基づく施策の実施には、行政だけでなく、市民・事業者・地域団体等の地域の多様な主体が、それぞれの力を持ち寄り、自分たちのまちを自分たちの手で育てていくことが不可欠です。

そこで、本計画を推進するための道標として、基本理念を次のように設定しました。

ともにつくり、未来へつなぐ 循環と共生のまちづくり

市民、事業者、団体、行政等の地域の主体は、相互の理解や共感によって一人ひとりの行動を地域全体の動きに変えて地域の課題を乗り越える協働の仕組によって、誇りを持てる快適な環境を次の世代につなぐことを共通の認識として共有します。

地域の人・モノ・資金の循環によって様々な行動がつながり、循環のサイクルを重ねることによって活動を拡大し、不足する資源を補完し合いながら、様々な分野にわたる地域の課題を統合的に解決しつつ、自然と人と地域が相互に支え合って共生し、地域が主体となって複雑化・高度化する環境の課題を解決できる持続可能なまちを目指します。

2 基本目標

基本目標は、基本理念を通じて本計画を推進することによって実現する5つのまちのすがたで設定しています。

各基本目標では、本計画の計画期間である10年後のまちの様子を提示し、その実現に向けた取組の方向、解決していくべき環境課題等を説明しています。

基本目標 1
緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち

基本目標 2
人と生きものが共生するまち

基本目標 3
資源を循環させるまち

基本目標 4
心地良さが感じられる安全・安心なまち

基本目標 5
学びとパートナーシップが根付くまち

ともにつくり、未来へつなぐ 循環と共生のまちづくり

基本目標1：緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち

将来のまちの様子

地球温暖化の進行を抑えるために、家庭や事業所では、無駄なく効率的にエネルギーが使われており、省エネルギー性能の向上した住宅や店舗、事業所には、太陽光発電設備が導入され、再生可能エネルギーが広く利用されています。経済社会活動では、生産、流通、消費、廃棄等のあらゆる場面で環境配慮が定着し、温室効果ガスの排出を減らす取組が行われています。

一方で、地球温暖化による影響があらゆる場面で生じていますが、その影響を見越して、極端な高温による健康被害や大雨による水災害を最小限に抑える対策がとられるとともに、農地等の環境資源をグリーンインフラとして生かしたレジリエンスの高いまちとなっています。

2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化その他の気候変動に対する理解やリスクを共有し、脱炭素型のライフスタイルや経営手法に取り組んでいます。一人ひとりが自分事として行動するとともに、各主体の連携・協働によって、地域全体での脱炭素の実現を目指しています。

取組の方向

地球温暖化が急速に進行しており、その主な要因は、人の営みによる温室効果ガスの排出と考えられています。地球温暖化を始めとする気候の変動により、生活・社会・経済・自然環境への影響は、将来にわたって拡大していくおそれがあります。

地球温暖化の危機に対応して、まちの持続可能性を高めるため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らす緩和策と既に生じ、又は将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を両輪として、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むこととしました。



環境の課題

地域からの温室効果ガスの排出を減らすためには、誰かが何とかしてくれるものではなく、一人ひとりの脱炭素の行動が積み重ねられ、地域のあらゆる主体にその行動が広がっていかなければ実現することができません。行政は、地域で暮らし、活動する市民や事業者が行う緩和策の取組を支援するとともに、自ら排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組み、事業者・市民の模範となることが求められています。

一方で、緩和策により温室効果ガスの実質排出量をゼロとした場合であっても、地球温暖化による平均気温が上昇すると見込まれています。地域に生ずる気候変動による影響を見定めて、市民の健康・生活や活動に直結する被害を最小限に抑え、経済・社会・自然環境等に及ぶ影響を回避・軽減する適応策を同時に講じていくことが必要となっています。

緩和策と適応策を両輪として地球温暖化対策を進めるに当たっては、脱炭素につながる一人ひとりの意識改革と行動変容によって、自分事として行動して現状を変えていくことが不可欠です。

■基本目標 1 を実現するための手段

- ・ エネルギー使用の合理化、各主体から排出される温室効果ガスの削減
- ・ 地域における再生可能エネルギーの導入・活用
- ・ 気候変動影響への適応
- ・ 脱炭素・気候変動適応に対する意識・行動の変容促進、社会構造の転換

■ 基本方針



基本方針 1-1

地域における地球温暖化対策の促進

基本方針 1-2

公共施設における地球温暖化対策の推進

基本方針 1-3

気候変動の影響に対する適応策の促進

基本目標2：人と生きものが共生するまち

将来のまちの様子

市民や地域の事業者は、人の営みと近いところに多様な生きものが生息・生育していることを知識と体験で実感しており、地域の環境に愛着をもって、主体的に環境配慮や生態系保全の行動をとっています。

地域の生態系の維持・回復に向けて、生物多様性に配慮した環境保全型の農業が普及し、整備に当たって環境への配慮がされた農地では、ケリやサギ、時にはコウノトリが飛来し、カエルが跳ね、トンボが飛ぶ農地生態系が維持されています。外来生物の侵入防止や防除対策により、在来種を中心とした生態系となっています。

まちなかでは、生きものの移動経路となることを意識して、住宅や事業所、道路等の公共施設に緑が整備されるとともに、社寺林・屋敷林や都市公園の豊かな緑や健全な水循環が確保され、気温上昇の緩和や景観向上等の都市の自然の多面的機能が発揮されています。

取組の方向

地域の生物多様性は、人の営みと関わりつつ生きものが生息・生育する生態系によって維持されています。

本市の自然環境は、水田等の農地、まちなかの緑、市内を縦横に流れる河川・水路等を特徴とし、人の活動と密接にかかわる環境に形成された生態系となっています。持続可能なまちは、健全な生態系が維持され、生物多様性によってたらされる恩恵によって成り立っています。

生きものの生息・生育の場は、一度失われると回復が困難であり、持続可能なまちの実現には、可能な限り生態系を損なわずに未来に継承することが必要です。

人の営みを維持しながら、自然環境への影響を極力抑えることによって、生物多様性を維持できる健全な生態系を確保しつつ、自然と共生できる環境の維持・回復に向けて取り組むこととしました。



環境の課題

人の営みによって、生きものの生息・生育の場の減少や在来種の減少、外来種の移入といった変化が見られ、この地域でも生物多様性の危機が生じています。地域の生態系を構成する地域の在来種の保全と併せて、この生態系をかく乱する外来生物の定着防止を図り、生物多様性の損失を防ぐことが必要です。

生態系を育む生きものの生息・生育する農地環境やまちなかの緑地・水辺を保全し、地域固有の生態系を維持することのできる空間を確保し、生物多様性の機能回復を図る必要があります。

生きものの生息・生育空間をより広い範囲で保全するためには、生態系ネットワークの形成により、生態系の維持・回復につなげることが求められます。

■基本目標 2 を実現するための手段

- ・ 生きものの生息・生育空間となる緑地・水辺の適切な保全
- ・ 都市と農地の生物多様性の確保
- ・ 有機的かつ広域的につなぐ生態系ネットワークの形成
- ・ 生きものの生息・生育環境の把握、特定外来生物・侵略的外来種の駆除等



■基本方針

基本方針 2-1

多様な生きものが生息・生育できる環境の保全

基本方針 2-2

人と自然との共生の推進

基本目標3：資源を循環させるまち

将来のまちの様子

家庭や事業所では、無駄になるものを購入しないことや環境負荷の少ない材質の製品等を選択するといった資源の投入量・消費量の少ないライフスタイルの定着が進んでいます。必要なモノを必要なだけ長く使うという考え方が浸透し、リユースサービスが積極的に活用され、ごみの発生が抑制されています。

資源として循環させられない地域から排出される廃棄物の適正処理が確保され、分別排出が有効に機能することによって、資源化できる量や品目が充実してきています。紙製容器包装やプラスチック製容器包装、廃食用油等は、地域の実情に応じた循環経済が動き出し、地域内で循環する資源が増え、地域生活の充実に還元されています。

ごみの減量や資源循環の進展により、廃棄物による環境負荷が小さくなっています。廃棄物の不法投棄や災害時の廃棄物処理の備えが充実したことにより、地域の安全が担保されています。

取組の方向

大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行の経済システムによって、資源や環境に大きな負荷がかかり、将来的に資源の枯渇等のリスクが生じています。本市では、これまでシンプルなライフスタイルや3Rの取組を通じて、ごみの発生を抑制し、処分するしかないごみの適正処理に取り組んできました。

近年、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、3Rの取組に加えて、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑え、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていく循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が進められています。資源循環が経済システムに組み込まれることによって、経済社会活動に裏付けられた持続可能な社会の実現を目指すことができます。

地域の資源循環の実現のため、地域の資源を適切に管理するとともに、地域の実情に応じた資源循環の構築に取り組むこととしました。



環境の課題

循環経済は、3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等が促進されます。

地域環境や公衆衛生を保全するため、引き続き、3Rの取組を徹底し、省資源化や資源の長期利用、再資源化等の資源循環を促進するとともに、循環のサイクルから排出された廃棄物の適正処理を確保し、環境負荷を低減させることが必要です。

循環資源の主体となる市民・事業者の前向きで意識改革や環境価値の可視化等を通じた自分事としての行動変容と地域への広がりに繋げることが必要となります。

■基本目標3を実現するための手段

- ・ごみの発生抑制、地域・資源に応じた適切な規模で資源を循環させる地域の循環システムの構築
- ・資源循環に関する意識の向上、行動に結びつくような仕組みづくりと主体間の連携取組
- ・廃棄物の適正処理の確保、不法投棄・不適正処理の防止、災害廃棄物処理の体制構築・着実な処理



■基本方針

基本方針3-1
資源循環の推進

基本方針3-2
廃棄物の適正処理の推進

基本目標4：心地良さが感じられる安全・安心なまち

将来のまちの様子

まちなかでは、公共空間等のオープンスペースに緑が増え、河川や水路の水が安全に保たれています。身近な公園や水辺で水と緑にふれあえる環境があり、暮らしの中に自然との距離が近い快適さが増しています。郊外では、一部で企業立地が増えていますが、連続する農地が残され、緑と水を介した農地・民家・社寺等が共生する風景が保たれているなど、バランスの取れた土地利用となり、地域の魅力が高まっています。

地域での生活空間では、事業活動によって発生する騒音・振動・悪臭等の近隣公害が適正に管理され、情報共有と相互理解の上で、生活空間での被害の発生が抑えられています。

地震災害や水災害に対するソフト・ハードの対策が講じられた上で、自然環境や再生可能エネルギーといった環境資源を活用して防災・減災機能が強化され、安全・安心な暮らしができるまちとなっています。

取組の方向

起伏の少ない平野に広がるほど良い都市空間と農地空間、河川・水路が縦横に流れる水環境といった環境資源を生かしつつ、三角州平野の低地としての水災害リスクに対する安全性を高めることが持続可能なまちとしての重要な要素となります。

都市環境と自然環境が融合した水と緑に身近にふれあえる環境を充実させて心地良さを向上させるとともに、公害対策や防災・減災対策によって暮らしを支える生活空間の安全・安心を向上させることに取り組むこととしました。



環境の課題

生活空間の快適さの向上には、多面的な機能を持つ緑を活用して、まちなかの緑化や水と緑と共生する生活空間を確保するとともに、地域の特性に応じた景観を維持・向上させることによって、まちの魅力の向上を図り、地域への愛着を高めることが必要です。

暮らしの安全・安心の確保には、住民同士の相互理解による都市・生活型公害の防止や大気汚染等の産業型公害、化学物質等による環境汚染リスクの低減を図りつつ、気候変動による影響を踏まえつつ、防災・減災機能を一層高めるために、環境資源の活用が求められています。

■基本目標 4 を実現するための手段

- ・ 水環境の保全による健全な水循環の維持、生活空間に近接する騒音・振動・悪臭の対策等を通じた生活環境の向上
- ・ 都市空間の水と緑づくり
- ・ 環境の保全を通じた防災・減災の取組（環境を知ることで暮らしや活動の危機管理を行うこと等）



■基本方針

基本方針 4-1

緑と水による生活空間の快適さの向上

基本方針 4-2

暮らしの安全・安心の確保

基本目標5：学びとパートナーシップが根付くまち

将来のまちの様子

地域の環境について、あらゆるライフステージで、学校・保育園等だけでなく、家庭・職場・地域で生涯にわたって、学ぶ機会が利用できます。学びによって地域の環境の状況や問題を理解し、仲間と共有するとともに、環境等の地域課題の解決に向けて自分事として行動できる地域の担い手が育ちつつあります。

地域課題の解決は、行政だけではなく、事業者や市民活動団体、地域団体等の多様な主体がつながり、協働で取り組む関係性が生まれてきています。

取組の方向

地域の環境課題に対しては、地域を構成する各主体は、それぞれの有する能力・技術・資源等を生かした取組を行うほか、相互の理解と尊重をベースとした対等な立場で協力し合うパートナーシップを前提に、連携・協働により地域の環境の保全に取り組むことにより、多様化・複雑化・高度化する地域の環境課題に対処することが求められています。

地域の環境の問題を知り、環境に対する意識を高め、行動に繋げることによって、一人ひとりの意識・行動の変容を促し、対応力や課題解決力に裏付けられた実効性のある協働取組を実施できる地域力の向上に取り組むこととしました。



環境の課題

持続可能な地域づくりは、一人ひとりが行動することによって始まります。環境問題への対応を始めとする地域課題の解決のために行動する持続可能な社会の創り手・担い手として必要な資質・能力を育成することが求められています。環境教育・環境学習の機会提供や体系的・継続的に学ぶことのできる仕組が必要です。

環境課題の解決に向けた施策の展開に当たっては、地域の環境に関する情報の共有を前提として、各主体が地域の環境の保全に向けた活動が行われ、パートナーシップによる連携・協働の取組が必要となっています。

■基本目標 5 を実現するための手段

- ・ ニーズに応じた環境情報の提供、環境情報に基づく EBPM による環境施策の推進
- ・ 各主体との対話を通じた協働取組
- ・ 学校や保育園等における環境教育、家庭・地域・職場等での学習機会の確保、自然体験活動等を通じた学びの機会の確保



■基本方針

基本方針 5-1

地域で行動する人材の育成

基本方針 5-2

連携・協働による環境保全活動の推進

第3章 環境施策の展開

1 施策体系

2 環境施策

第3章 環境施策の展開

1 施策体系

基本理念の実現に向け、5つの基本目標の下で施策を推進します。

基本目標	基本方針	施策
基本目標 1	基本方針 1-1 地域における地球温暖化対策の促進	施策 1-1-1 省エネルギーの推進
		施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進
		施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進
		施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進
	基本方針 1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進	施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進
		施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進
		施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進
	基本方針 1-3 気候変動影響に対する適応策の促進	施策 1-3-1 健康被害対策の推進
		施策 1-3-2 水災害対策の推進
		施策 1-3-3 農業に関する適応策の推進
		施策 1-3-4 生態系・経済社会活動の持続性の確保
基本目標 2	基本方針 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全	施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復
		施策 2-1-2 農地環境の保全
		施策 2-1-3 緑地・水辺の保全
		施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成
	基本方針 2-2 人と自然との共生の推進	施策 2-2-1 生きものの生息・生育状況の把握と共有
		施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実

基本目標	基本方針	施策
基本目標 3	基本方針 3-1 資源循環の推進	施策 3-1-1 ごみの発生抑制の促進
		施策 3-1-2 地域の資源循環システムの構築
	基本方針 3-2 廃棄物の適正処理の推進	施策 3-2-1 廃棄物の適正な排出と処理の推進
		施策 3-2-2 不法投棄・不適正処理対策の推進
		施策 3-2-3 災害廃棄物の迅速な処理の確保
基本目標 4	基本方針 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上	施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進
		施策 4-1-2 地域における緑化の推進
		施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上
	基本方針 4-2 暮らしの安全・安心の確保	施策 4-2-1 健全な水環境の維持・回復
		施策 4-2-2 都市・生活型公害等の対策の推進
		施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実
基本目標 5	基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成	施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
		施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
	基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進	施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
		施策 5-2-2 環境保全活動の推進
		施策 5-2-3 パートナーシップによる施策の推進

2 環境施策

基本目標 1 緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち

基本方針 1-1 地域における地球温暖化対策の促進

家庭や事業所における生活や経済活動の様々な場面において、エネルギー使用の総量の削減、化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの利用を促す施策と併せて、一人ひとりの意識改革と行動変容による脱炭素型のライフスタイルや企業経営への転換を促す施策を展開するとともに、脱炭素型まちづくりを展開して、地域全体での二酸化炭素の排出量の削減を推進します。

背景

○本市では、2023（令和5）年7月、世界首長誓約／日本に署名し、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの削減、気候変動の影響への適応に取り組むことを誓約しました。また、2024（令和6）年2月には、脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むゼロカーボンシティ表明を行いました。

現況・課題

○地球温暖化を進行させている温室効果ガスの9割以上は、生活や経済活動に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素です。市の区域から排出される二酸化炭素は、減少傾向にあり、当面の目標値を達成していますが、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロを実現するには、十分とは言えない状況にあります。

○再生可能エネルギーのうち太陽光発電の導入ポテンシャル量は、区域内のエネルギー使用量を上回っていますが、導入された設備容量が占める割合は8.6%に留まっています。区域内での再生可能エネルギーの確保の手段として、太陽光発電設備の導入の余地が多く残されていると言えます。

○本市では、世帯当たりの自動車保有台数が全国や愛知県の平均よりも多く、愛知県内でも通勤・通学での自動車依存が高くなっています。移動における自動車への過度な依存を解消することが必要です。

○市の区域から排出される温室効果ガスの構成割合は、運輸部門が最も高く、31.3%を占めています。

○本市が2050年ゼロカーボンシティの表明及び世界首長誓約／日本への署名を行ったことに対して、市民への浸透が進んでいません。また、地球温暖化対策は、地域の環境をより良い状態で将来に残すため重要なものとする意識も低くなっています。

施策 1-1-1 省エネルギーの推進

家庭・事業所等で使用する設備・機器や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、一人ひとりの普段からの省エネルギー行動の定着を図ることによって、エネルギー使用の総量の削減と施設利用者等の快適性・機能性の向上を同時に両立させる建築物等における省エネルギーを徹底します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○省エネルギーに関する情報提供・周知・啓発○その他の市民・事業者の取組の促進に対する支援
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○住宅の断熱性の向上、省エネルギー性能の高い冷房・暖房設備・照明機器の導入、住宅のZEH化○HEMS等を活用した徹底的なエネルギー管理の実施○家電の設定温度の最適化、日射コントロール等による運用改善
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○エネルギー効率の高い脱炭素製品・サービスの開発・提供○建築物の断熱性能の向上、省エネルギー性能の高い動力設備・照明機器の導入、建築物のZEB化○BEMS・FEMS等を活用した徹底的なエネルギー管理の実施○設備・機器の最適制御、自動制御等による運用改善（エコチューニング）

施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進

家庭や事業所等で消費されるエネルギーの半分以上を占める電気について、住宅・建築物等の太陽光発電設備により発電した電気を蓄電して自家消費するほか、電気事業者から供給を受ける電気を再生可能エネルギーによって発電された電気に切り替えるなど、再生可能エネルギーの利用を促進して化石燃料の使用を減らすことによって、家庭・事業所等で使用するエネルギーからの二酸化炭素の排出量の削減を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○太陽光発電設備等の導入に関する情報提供・支援○地域の分散型エネルギーの活用の検討○その他の市民・事業者の取組の促進に対する支援
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○家庭で使用する電気を再生可能エネルギー電気に切替え○住宅等への太陽光発電設備等の導入
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○事業所等で使用する電気を再生可能エネルギー電気に切替え○建築物等への太陽光発電設備等の導入

施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進

人やモノの移動で使われる自動車については、エネルギー効率や環境性能に優れた次世代自動車の普及や利便の向上を図ります。また、エコドライブによって自動車の使用に伴う環境負荷を低減するとともに、過度に自動車に依存せず、公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるエコモビリティライフの浸透を図るほか、モノの移動に関わる運輸・物流業における自動車の運用や物流の改善等を推進し、人やモノの移動に伴う二酸化炭素の排出量の削減を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代自動車の普及・利便向上の支援、エコドライブの啓発 ○エコモビリティライフによる公共交通機関や自転車の利用の啓発 ○地域交通ネットワークの利便向上 ○その他の市民・事業者の取組の促進に対する支援
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関及び自転車の利用 ○宅配ボックスや駅・公共施設・コンビニ等における宅配便受取の利用
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用自動車による通勤の抑制等による通勤交通マネジメント、通勤交通マネジメントによる自動車通勤の抑制 ○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関及び自転車の利用 ○物流の効率化・合理化

施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進

居住やまちの機能の集約化、地域交通ネットワークの再編等による集約型の都市構造を目指すまちづくりを推進し、利便性や効率性の向上により生活や経済社会活動における環境負荷を低減し、固定的に発生する二酸化炭素の排出の抑制を図ります。

地球温暖化に対する危機感を共有し、一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、生活や経済社会活動のあらゆる場面で脱炭素に取り組むまちへの転換を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○デコ活・脱炭素型ライフスタイルの普及 ○脱炭素経営・環境経営に関する情報提供 ○コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型まちづくりの推進 ○その他の市民・事業者の取組の促進に対する支援
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○デコ活アクションの実施、脱炭素型ライフスタイルへの転換、環境配慮型の製品・サービスの利用
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮型の製品・サービスの開発・提供 ○経済活動における環境配慮の促進、脱炭素経営・環境経営の導入

基本方針 1-2 公共施設における地球温暖化対策の推進

市の公共施設でこれまでに行ってきた省エネルギーの徹底（設備・機器の更新・運用改善、施設の統廃合）や再生可能エネルギーの利用の促進（太陽光発電設備の導入）の取組を一層強化するとともに、脱炭素の視点を加えた事務及び事業の実施や脱炭素につながる環境配慮行動を徹底することによって、公共施設からの更なる二酸化炭素の排出量の削減を推進します。

背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律では、市は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずることが責務として定められています。また、率先して自らの事務及び事業に関する対策を実行することで、市民や事業者の模範となることが求められています。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律により、建築物の新築又は増改築における省エネ基準への適合が義務化されています。

現況・課題

- これまでの市の事務及び事業における取組では、公共施設の省エネルギー対策と併せて、市有施設への太陽光発電設備の設置を進め、市の事務及び事業からの温室効果ガス排出量の削減を進めてきた結果、エネルギー使用量が減少傾向にある一方で、二酸化炭素排出量は、削減目標を達成していますが、横ばいの状況にあります。
- 市の事務及び事業におけるエネルギー使用量は、公共施設の統廃合やエネルギー消費の大きい空調設備や照明設備の更新により高効率化を進めており、減少傾向にあります。
- 公共施設に設置された太陽光発電設備で発電された再生可能エネルギーは、公共施設で使用しています。
- 市の事務及び事業からの温室効果ガス排出量のうち電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が8割以上を占めていることから、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の削減について優先的に取り組むことが必要です。
- 太陽光発電設備を蓄電設備と併せて設置することによって、災害時の非常用電力となることから、非常時の対応力や地域のレジリエンス（強靭性）を向上させる複合的な効果をもたらすことが期待できます。
- 公共施設等の適正配置による施設の統廃合を計画的に実施していますが、多くの市有施設は、建設から相当な年月が経過し、老朽化が進行し、施設の熱効率が低いことから、エネルギー消費の削減の支障となっています。
- 市の事務及び事業で使用する一般公用車は、使用頻度が高く、電動車への導入を進めることで、自動車の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減の余地があります。また、職員の通勤や業務上の移動における自動車への依存を少なくすることが必要です。

施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進

市有施設（建築物・敷地）の太陽光発電設備について、既存設備の正常稼働の維持と新たな設備の導入を促進するとともに、公共施設で使用する電気について、調達コスト等を踏まえた上で、再生可能エネルギー電気又は脱炭素電源由来の電力の割合を高めるものとし、再生可能エネルギーの積極的な活用を促進します。

また、災害対策の継続、避難施設の維持等に使用できる非常用電源の確保のため、太陽光発電設備に蓄電設備を併設し、防災拠点における再生可能エネルギーの活用を図ります。

行政の主な取組	○市有施設の太陽光発電設備・蓄電設備の導入 ○再生可能エネルギー電気への切替え
---------	--

施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進

市有施設の建築物については、引き続き、公共施設等の適正配置による施設の統廃合を計画的に実施するとともに、長期的に使用する市有施設では、使用する設備・機器や建築物の省エネルギー性能の向上を図ることによって、エネルギー使用の総量の削減と施設利用者等の快適性・機能性の向上を同時に両立させる建築物等における省エネルギーを徹底します。

行政の主な取組	○新築建築物の ZEB 化、既存建築物の断熱性能の向上、省エネルギー設備・機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○建築物の快適性や生産性を確保した設備・機器・システムの適切な運用改善（エコチューニング） ○公共施設等の適正配置による施設の統廃合
---------	---

施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進

市の業務に使用する一般公用車については、効率的に利用できる適正台数を確保するものとし、エネルギー効率や環境性能に優れた次世代自動車の導入の促進を図ります。また、エコドライブによって自動車を使用した職員の通勤や業務に伴う環境負荷を低減するとともに、過度に自動車に依存せず、公共交通、自転車、歩行等を賢く使い分けるエコモビリティライフの浸透を図ります。

市の業務の効率化、資源循環等の脱炭素につながる環境配慮行動等の定着を図るとともに、デコ活アクションの実施や地球温暖化対策に関する周知・啓発を通じて、地球温暖化に対する危機感を共有し、一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、市の業務のあらゆる場面で脱炭素の視点による施策の展開を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○一般公用車の電動車化、エコドライブの実践○エコモビリティライフによる公共交通機関及び自転車の利用、通勤交通マネジメントによる自動車通勤の抑制○グリーン購入・環境配慮契約、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・原材料・サービスの利用、用紙や文房具等の消耗品や水道等の資源の使用量の削減、ごみの排出量の削減・資源化促進○デコ活アクションの実施、脱炭素型ライフスタイルへの転換、関係団体への脱炭素への協力要請
---------	--

基本方針 1-3 気候変動影響に対する適応策の促進

気候変動による影響で、重大性・緊急性・確信度が高く、市の区域において既に生じ、又は将来生ずることが予測されているものに対して、市の特性に応じた被害の防止・軽減、生活の安定、社会・経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るため、次に掲げる推進方針に基づき、適応策を推進します。

- 1) 気候変動は、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において影響が生ずることから、あらゆる施策に気候変動適応の視点を組み込むこととします。
- 2) 気候変動による影響や規模は、地域の特性によって異なることから、地域の実情に応じた科学的知見に基づく気候変動適応の推進を図ります。
- 3) 生活や経済社会活動等広範囲に気候変動による影響が及ぶことから、各主体に応じた気候変動適応を促進するものとします。

市の区域において、優先度が高いと考えられる市民の健康、防災・減災、経済活動を始めとして、気候変動の影響を回避・軽減するための施策を講ずるとともに、気候変動に前向きに対応できる持続可能なまちづくりを推進します。

背景

○地球温暖化の進行によって、21世紀末までに気温上昇、極端な高温（猛暑日等）の増加、極端な大雨の頻度と強度の上昇、台風の強大化、海面水位の上昇等が予測されています。これらの変化は、熱中症リスクの増大、インフラへの被害、生態系への影響等、社会や経済全体のリスクを高める可能性があるとされています。

○気候変動による影響は、極端な気温の上昇や降雨パターンの変化等に生じており、熱中症の増加や農作物の品質・収量の変化、水災害の増加といった人の生活や経済社会活動に影響を及ぼし始めています。

現況・課題

健康被害

○気候変動による影響として、平均気温の上昇だけでなく、猛暑日や熱帯夜が増加し、熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数、死亡者数等が増加しています。

○熱中症リスクの拡大につながる屋外での活動や労働の減少や屋内の暑熱対策の必要性等により、ライフスタイルや経済社会活動にも気候変動の影響が及ぶと予測されます。

○また、ヒトスジシマカやダニ等により媒介される感染症の拡大も確認されており、将来的にも感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性も指摘されています。

水災害

- 気候変動によって、短時間強雨や大雨の頻度・強度の増加は、経年的に増加傾向にあり、降雨パターンの変化による洪水や内水氾濫による甚大な被害が全国で発生しています。市域の大半が海拔ゼロメートル以下となる本市においても、そのリスクが極めて高くなっています。気候変動による影響に対する不安要素として、市民も大きな懸念も抱いています。
- こうした気候変動による影響は、今後更に影響が増大することが予測されており、水災害の頻度や規模の拡大が増加するおそれがあります。

農業への影響

- 気候変動によって、水稻や野菜類において、高温による品質低下や生育・生理障害、発芽不良、収量の減少、病害虫被害の増加等の影響が生じています。本市においては、現段階では、こうした気候変動による顕著な影響は報告されていませんが、近隣や県全体の状況を踏まえると、一定程度の影響は生じていると想定されます。
- 将来的には、これまでに生じている影響の拡大に加え、農業生産・出荷の時期や生産適地の変化等への影響のほか、短時間の極端な大雨による農地の湛水被害リスクや高温による水資源の不足といった農業基盤への影響が予測されています。

生態系・経済社会活動への影響

- 気候変動による気温の上昇や降雨パターンの変化による水質・渇水リスク等が増加することによって、生きものの生息・生育空間や水環境等に影響が生ずるとともに、河川表流水を水源とする飲料水、代替水源としての地下水等の水資源の確保に影響を及ぼすことが見込まれます。

施策 1-3-1 健康被害対策の推進

熱中症は、直ちに人の生命に関わる健康被害であり、熱中症に関する情報や熱中症予防の注意喚起は、的確かつ迅速に周知するとともに、熱中症リスクの高い高齢者や子どもの生活や屋外での活動・労働等を始めとする家庭・職場・学校等における熱中症対策の浸透を図り、あらゆる場面における熱中症リスクの低減を推進します。

なお、熱中症を始めとする気候変動の影響による健康被害は、生活や経済社会活動の広範囲に影響が及ぶことから、熱中症リスクに関する部局が連携して、適応策を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○熱中症予防及び熱中症対策に関する情報の周知・啓発、健康教育の機会提供○クーリングシェルターの開設○市民利用施設、主催事業その他の事業における熱中症対策の実施○その他気候変動による影響による健康被害リスクに関する情報の周知
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○熱中症警戒情報等の情報収集等の熱中症予防の実施○虫刺され予防等の感染症予防の実施
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○従業員の熱中症予防・熱中症対策の実施○業務に関わる気候変動による影響に関する情報収集○衛生環境管理による感染症媒介昆虫の発生抑制○気候変動適応に関する技術・サービスの開発・提供

施策 1-3-2 水災害対策の推進

気候変動の影響による洪水氾濫・内水氾濫の発生リスクの変化を正しく評価した河川整備や排水対策を行うとともに、ハード・ソフトが一体となった流域治水による対策を進めるほか、水田等の雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの考え方を取り入れ、総合的な防災・減災機能の充実を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○排水機・排水路等の適正な管理・整備、気候変動影響評価に基づく排水機能の適正能力の確保、その他の洪水氾濫・内水氾濫による被害の回避・軽減に向けた基盤整備○防災・減災に関する意識啓発・情報提供○環境資源の機能を活用した防災・減災対策の検討
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○家庭での防災・減災対策の実施、防災・減災に関する地域活動への参加
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○BCP（事業継続計画）の策定○防災・減災の地域活動に対する協力

施策 1-3-3 農業に関する適応策の推進

気候変動の影響による農産物への高温等の影響の状況を的確に把握し、高温被害を回避・軽減するための対策を促進するとともに、高温条件に適応した農業への転換する品種や気候変動に適した栽培技術等の導入の検討等により持続可能な農業への適合を推進します。なお、降雨パターンの変化を踏まえ、関係機関と連携して農業用設備の機能維持や適正な能力の確保を図り、農業基盤の整備を推進します。

行政の主な取組	○気候変動による影響の情報提供、高温対策等に関する指導・助言 ○排水機・排水路の適切な管理・整備、気候変動影響評価に基づく農業用設備の適正機能の確保、営農状況に応じた水資源の確保
---------	--

市民の取組例	○地産地消の実践 ○気候変動の影響による農業の適応に関する情報の収集・理解
事業者の取組例	○高温条件に適応した栽培技術の導入、施肥や水利管理の徹底、栽培施設の対候性向上等 ○高温条件に適応する品種の導入、規格外農産物の活用、気候変動に適した営農への転換等の検討

施策 1-3-4 生態系・経済社会活動の持続性の確保

生態系や水循環の状況を継続的に把握しつつ、気候変動の影響による生物多様性の損失や渇水等のリスクを踏まえて、気候変動適応の視点を持って、関係機関が連携して健全な生態系や水循環の保全の対策を推進します。

また、気候変動による影響が地域の生態系や経済社会活動に及ぶ影響を適正に把握し、その重大性・緊急度を評価して、適宜適応策をアップデートし、気候変動への的確な適応を推進します。

行政の主な取組	○地域の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有の仕組みを活用した地域の自然環境の状況把握 ○飲用、生活用、農業・産業用等の需要変化に応じた水資源の確保、渇水リスク、地盤沈下のモニタリング・情報共有 ○地域に及ぶ気候変動の影響の情報収集と対応の実施
---------	---

市民の取組例	○居住地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○日常的な節水・雨水の利用の実施 ○日常生活に及ぶ気候変動の影響の情報収集と対応の実施
事業者の取組例	○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有 ○事業活動における節水・雨水の利用・水の再利用の実施 ○事業活動に及ぶ気候変動の影響の情報収集と対応の実施

基本目標 2 人と生きものが共生するまち

基本方針 2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全

生物多様性が展開された健全な生態系を維持し、自然が持つ回復力を高めるため、地域の在来種を中心とした種の多様性の保全を推進します。地域の生きものの生息・生育空間については、農産物の生産基盤であり、人の手が加わることを前提とした農地環境における持続可能な農業の維持・発展を推進するとともに、まちなかの緑地・水辺の維持・整備、水と緑を接続する機能の充実等を推進して、健全な生態系を維持し、生態系サービスの継続的な活用を図ります。

種の多様性と生きものの生息・生育空間の保全に当たっては、流域の広がりや自然環境の連続性等を踏まえた生態系ネットワークの形成を視野に入れて施策を展開して推進します。

背景

- 生物多様性は、地域の環境に応じて、生きものの豊かな個性とつながりによって形成されています。これまでの人の活動に起因する開発や乱獲による種や生息・生育の場の減少、外来生物等による生態系のかく乱、気候変動による地球規模の変化が生じ、生物多様性の損失の危機に瀕していると言われています。
- 地域においても、都市の整備・開発、農地転用等による生きものの生息・生育の場の量的減少や質の低下、生息・生育空間の連続性の分断が進行しています。

現況・課題

- 本市の生態系は、農地生態系、陸水生態系、都市生態系といった人の生活や経済活動の空間と一体又は隣接したところに多様な生きものの生息・生育空間が展開していることが特徴です。
- 農地環境では、サギ、カモ、ケリ等の鳥類やモツゴ、メダカ等の魚類が生息する在来種による生態系が広く形成されています。在来種を中心とした既存の生態系においては、その生息・生育空間の減少によって、生物多様性が損失しつつある一方で、水田にコウノトリの飛来やまちなかでのタヌキ、キツネ等の野生生物が確認されるようになっています。
- 地域では、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アカミミガメ、オオキンケイギク等の外来生物が生息しているほか、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリ等の新たな外来生物の侵入が増加し、生態系の損失の危機にさらされています。
- 生きものの生息・生育空間となっている農地や水路・河川、まちなかの緑地・水辺は、生態系を構成する基盤であるとともに、食料生産、水循環による資源の供給、治水等の防災・減災機能、地域の景観形成等の多様な機能を有し、特に気候変動による影響に対しては、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収等の効果が期待されます。
- 農地やまちなかの緑地・水辺の本来の機能は、多様な生きものが生息・生育する健全な生態

系による恵みによって維持されるものであり、生物多様性に配慮した本来の機能の維持・充実を通じた対策が必要です。

- 市の区域では、この 10 年間で、土地利用の転換が進み、土地利用面積に占める農地の構成割合が減少し、宅地の面積が農地を上回ったほか、市街化調整区域の一部では、企業立地促進の土地利用方針が進められています。
- 農地転用による農地環境の縮小や断片化や土地利用の変化によるまちなかの緑地との分断、生産緑地の減少、土地利用の転換、都市排水の機能強化等によって、生きものの生息・生育の場の減少・断片化が進み、空間全体として生きものを生息・生育させる機能の低下が進行しています。
- 社寺林・屋敷林、都市公園、生産緑地等のまとまった緑地・水辺や庁舎・学校等の公共施設、工場、住宅等の小規模な緑地、河川・水路や池のある水辺空間は、まちなかにおける生きものの貴重な生息・生育の場となっています。また、点在する公共施設・工場等の緑地、河川・水路、街路樹等の小さな緑地・水辺は、それ自体が生きものの生息・生育の場であるとともに、まちなかの緑地や水辺を接続する機能を有しています。
- 市の区域では、水田やまちなかの水辺が止水性のイトトンボ類の生息適地とされるほか、水田がサギ類・カモ類の採食適地とされています。止水性のイトトンボ類は、飛翔能力が余り高くなく、移動できる範囲が狭いことから、その生息・生育空間の維持には、水辺の間の移動距離に応じた水辺の草地や農地、河川等が必要です。
- 水辺の草地や農地、河川等の保全により生きものが緑地や水辺の間を移動できるようにし、生息に適した環境とするほか、学校・公共施設・公園・事業所等の敷地で緑地や水辺を創出し、生態系ネットワークの拠点と回廊を形成することが必要です。

施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復

在来種で構成される地域の生態系の適切な管理や外来生物の駆除・防除の対策を通じて、種の多様性を保全し、地域の生態系の維持・回復を図ります。特に、既に地域で生息している外来生物の生息・生育範囲の拡大防止・駆除に努めるとともに、新たな外来生物を定着させない防除対策を講じ、既存の生態系への影響を抑制します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○生きものの生息・生育情報の共有、在来種の生息状況や外来生物の分布のモニタリングの実施○地域の自然環境の観察や保存の活動の機会の情報提供○公共空間における外来生物の駆除・防除○地域の生態系の維持・回復に関する普及啓発
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○地域の自然環境の観察や保全活動への参加○私有地等における外来生物の防除、外来種の持込み・放流をしない生態系に配慮した行動の実施
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○地域の自然環境の観察・保全活動への参加・支援○事業所敷地等における外来生物の防除○環境教育や保全活動への協賛・CSRとしての自然再生活動支援

施策 2-1-2 農地環境の保全

多様な生きものの生息・生育空間を始めとする農地が持つ多面的な機能を維持するため、地域の農業生産に対する理解の浸透と農業者の持続可能な営農環境の確立を推進して農業の振興を図るとともに、農業を支える地域の生物多様性に配慮した営農及び農業インフラの整備を促進します。

また、未利用農地については、既存の生態系の維持する活用を検討するとともに、開発行為等による土地利用の転換に当たっては、集団性のある優良農地の保全を考慮して、農業と工業のバランスの取れた土地利用を維持しつつ、農地の有していた生きものの生息・生育に関わる機能を代替する措置等により、地域の生態系への影響の緩和を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○優良農地の確保、農業生産の効率化、担い手確保等による農業者の営農環境の確立、地産地消の促進等による農業の振興○生物多様性に配慮した環境保全型農業の普及、周辺の生態系に配慮した農道・農業水路の整備・管理○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施
---------	--

市民の取組例	○地産地消の実践による地域の農業の支援、農業体験等への参加による地域の農業に対する理解
事業者の取組例	○農業の経営安定及び農地の適正利用による継続的な営農 ○環境保全型農業の実践、農業用水路等の適正管理 ○未利用農地の農地環境における生態系機能を生かした活用 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施

施策 2-1-3 緑地・水辺の保全

多様な生きものの生育・生息空間として、まちなかの緑地・水辺を保全するほか、緑地・水辺の整備における地域の生態系への配慮や水循環の維持・回復を図るとともに、生態系が連續する水と緑の軸として幹線道路の街路樹、河川・水路の緑等の整備を推進します。

また、開発行為等による土地利用の転換に当たっては、その土地の有していた生きものの生息・生育に関わる機能を代替する措置等により、地域の生態系への影響の緩和を推進します。

行政の主な取組	○保存樹木の指定等による保全、公共施設・敷地、オープンスペース等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動の促進 ○生産緑地の保全 ○公共用水域の水環境の監視・公表 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施 ○生態系の保全に配慮した公園や河川・水路の水辺空間、幹線水路、街路樹の整備
---------	--

市民の取組例	○住宅の敷地の緑化、地域の緑化活動等への参加 ○屋敷林の保全管理
事業者の取組例	○商業施設・事業所・工場等の敷地、駐車場等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動等への参加・協力 ○営農の継続による生産緑地の保全 ○事業所・工場等からの排水監視、除害施設の設置・適正管理 ○開発行為等における生態系配慮の調整、工場立地における環境施設の設置等による生態系保全の代替措置の実施

施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成

農地環境のまとまった緑地・水辺、まちなかに点在する緑地・水辺の保全によって、生きものの生息・生育の場としての機能を確保するとともに、都市機能の集約化に伴う土地利用の誘導と並行して、個々の生息・生育の場を結ぶ水と緑の中継点を生きものの移動経路として形成し、生態系ネットワークの充実を図ります。

地域の生態系ネットワークを充実させるとともに、流域の広がりや自然環境の連続性等を背景とした広域的な種の多様性や生きものの相互移動を担保する広域的な生態系ネットワークの形成のため、地域の各主体が地域の特性や現状、将来像等について共通の認識を持ち、連携・協働の取組の展開を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有の仕組みを活用した地域の自然環境の状況把握○生きものの移動経路となる緑地・水辺の情報把握、生態系ネットワークの連続性を確保する緑地・水辺の創出○尾張西部生態系ネットワーク協議会による広域的な生態系保全活動
市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○自宅周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有○生態系ネットワークの連続性を確保する緑地・水辺の創出への協力

基本方針 2-2 人と自然との共生の推進

地域の生きものに関する情報の共有とリアルな体験・記憶を通じて、多様な生きものが生息・生育できる環境に対する関心を高め、主体的な自然との共生に関する行動を促す施策を展開して推進します。地域の各主体の能力や資源を生かした連携や協働によって生物多様性の保全及び持続可能な自然との共生に関する継続的な行動を展開することによって、地域の生物多様性の維持・回復につなげます。

背景

- 生物多様性の危機に対して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）のための行動が求められています。
- 暮らしや社会経済活動においてデジタル化が浸透し、五感を通して自然の恩恵を実感するリアルな体験・記憶が不足しており、地域の環境に対する愛着が育まれにくくなっています。

現況・課題

- 市民意識調査では、生物多様性に対する市民の意識が低い状態です。地域の生きものの生息・生育の状況を把握できる既存の情報は、断片的で、時間的な連続性がない状態となっています。市民の関心の低さは、得られる地域の自然に関する情報の不足が招いているおそれがあります。
- 市民意識調査では、自然にふれあえる環境への期待が高いことから、自然へのアクセス環境として整備された身近な緑地・水辺等が日常的に自然にふれる場としての活用を促進することが必要です。
- 市民や事業者が地域の自然と人の活動との関わりや自然の実情を理解するために必要な情報を充実させ、共通認識として共有されることが必要です。

施策 2-2-1 生きものの生息・生育状況の把握・共有

各主体の持つ地域の自然環境に関する情報の提供・公開を促進して、生きものの生息・生育状況を可視化し、地域の各主体のニーズに応じて利用できる仕組みによって、情報の利用の促進を図ります。

地域の生態系の全体像や実情を地域の共通認識として共有することを通じて、市民や事業者の身近な環境への関心を高め、主体的な生態系の保全の行動への変容を促進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○学校・保育園等や市民と連携した生きものの生息・生育状況に関する調査の実施、地域の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有の仕組みを活用した地域の自然環境の状況把握○開発による自然への影響を回避・最小化するための調整
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○居住地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有○生きものの生息・生育空間に配慮した行動
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○事業所等所在地周辺の生きものの生息・生育状況の把握・情報の共有○生きものの生息・生育空間に配慮した事業活動の実施

施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実

自然を感じられる都市公園や身近な公園、公共施設等の緑地・水辺の整備に当たっては、身近に生きものとふれあうことのできる機能の充実を図ります。

地域の緑地・水辺等を生かした生きものとのふれあい、行政・各種団体等が提供する自然体験の機会等を通じて、体験や記憶に基づく地域の環境に対する関心を高め、主体的な生態系の保全の行動を促進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○公園の利用ニーズに沿った再整備、身近な公園の再配置、公園・水辺の散策路の整備、河川・水路の水辺空間の環境・景観の整備○自然体験・学習の機会に関する情報の提供○地域の緑化・美化・環境保全活動の支援
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○自宅の敷地の緑化、身近な緑地・水辺での生きものとのふれあい、自然体験・学習の機会の活用○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○事業所等の敷地の緑化・水辺の整備、自然体験・学習の実施・協力○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加・協力

基本目標3 資源を循環させるまち

基本方針3-1 資源循環の推進

循環経済システムに組み込まれた資源循環のサイクルの一部となる家庭生活や経済社会活動では、地域の実情に応じた廃棄物の発生抑制と資源化の促進による資源循環サイクルの充実を図ります。

あらゆる立場の主体が連携して、資源循環のサイクルを活性化することによって、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を図ります。

背景

- 社会全体での廃棄物による環境負荷の低減や資源の確保に向けて、持続可能な形で資源を最大限活用する経済システムとして、生産段階から再利用等を視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできる限り抑え、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていく循環経済への移行が求められています。
- 2022（令和4）年には、プラスチック資源循環促進法が施行され、海洋プラスチックごみ問題やプラスチック資源の有効活用に向けた取り組みが強化されています。

現況・課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て型の経済システムによって廃棄物や環境問題、資源枯渇等の問題が生じていることを踏まえ、本市では、ごみの排出抑制・再資源化を廃棄物処理の最重要課題として、廃棄物を減らし、資源を無駄なく繰り返し使う環境行動の取組として、3Rを推進してきました。
- 市民・事業者は、発生抑制への重要度を高く評価しているものの、本市のごみ排出量は、全国や県の平均を下回る水準で推移していますが、近年は減少傾向が鈍化し、横ばいの状況にあります。
- ごみの分別排出や常設リサイクルステーションの運営により資源ごみや廃食用油の回収・資源化を推進しています。
- ごみの減量や民間事業者による資源回収の増加等の要因もあり、資源化率は、横ばいの状態にあります。

施策 3-1-1 ごみの発生抑制の促進

製品等の供給者と消費者が資源循環の認識を共有し、それぞれの立場において、資源投入量を減らすこと、資源消費量を最小化することを徹底し、廃棄物の発生抑制を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○ごみ処理市民委員会との連携による啓発、市民・事業者への情報提供と取組の支援、発生抑制につながる取組の普及○食品ロスの削減、リユースの活用等の啓発・支援○事務事業におけるグリーン購入の実施
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○過剰包装商品の購入自粛、レジ袋使用の削減、生ごみ水分ひとしほり運動の実践、食品ロスの削減○長く使える商品の購入、レンタル・シェアリングサービスの利用、リユース市場の活用○再生材等資源を有効に活用した商品の購入
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○過剰包装商品の販売抑制、レジ袋・プラスチック什器の削減、食品ロスの削減○フードドライブの実践、食品ロスの削減、リユース市場への参画○グリーン購入の実施

施策 3-1-2 地域の資源循環システムの構築

資源循環についての意識改革や環境価値の認識を通じて、あらゆる立場の主体の行動につながる行動変容・ライフスタイルの変革を促すとともに、廃棄物処理・リサイクル業者等との連携により、地域における再生資源の継続的な利用や地域資源の活用を検討し、地域に合った持続可能な資源循環システムを構築します。

資源化率の一層の向上に向けて、燃やさごみの中に存在する資源化物の分別回収を徹底するとともに、様々な主体との連携を強化し、新たな再生可能資源や分別回収方法等についても検討しつつ、資源のリサイクルを促進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○ごみの分別に関する啓発、常設リサイクルステーションの運営○資源化物の分別徹底の啓発、資源化物の品目拡大の検討
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○資源化物の分別徹底○リサイクルステーションの利用促進○リサイクルに関する法令に基づく資源化・適正処理の遵守
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○資源化物の分別徹底○リサイクルに関する法定に基づく資源化・適正処理の遵守○店舗等における資源回収の実施、地域における資源化事業の実施その他地域の資源循環への参画

基本方針 3-2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理は、ごみを減量し、資源を循環させた上でなお残る廃棄物の適正な処理を確保することによって、平常時・非常時にかかわらず、生活環境の保全、公衆衛生の保持及び市民の安全確保を図るための施策を展開して推進します。

背景

- 資源循環及び廃棄物処理の原則は、3R+Renewable を徹底し、それでもなお残る廃棄物を適正に処理することにあります。
- 排出された一般廃棄物は、中間処理によって資源の再資源化や再生処理を行い、更に発生した廃棄物の焼却処分又は埋立処分が行われています。

現況・課題

- 市民意識調査では、ごみのポイ捨てや不法投棄がないことに対する満足度が低くなっています。不法投棄や廃棄物の不適正処理は、生活空間の景観を損ない生活環境が悪化するだけでなく、廃棄物からの有害物質の漏出リスクが高まり、公衆衛生の悪化や市民の安全を脅かす大きな要因となります。
- 市民意識調査では、ごみの分別意識は高い水準にありますが、地域のごみ集積場では、ごみ出しのルールの理解不足による不適正なごみの排出が見られます。
- 廃棄物が適切かつ安全に処理されるには、正しく排出されることが必要不可欠です。正しく分別されなかったリチウムイオン電池やスプレー缶等による処理施設等での火災事故が全国的に増加しています。
- 資源循環のターミナルとして、廃棄物処理においては、処理に伴う環境負荷や健康リスクを点検しつつ、処理施設の安全な稼働を確保していくことが必要です。
- 地域の目の届きにくい場所での大量投棄だけでなく、道端や道路へのポイ捨てといった不法投棄や野焼き等の屋外焼却といった不適正処理は、地域の美観を損なうだけでなく、公衆衛生や市民生活の安全の悪化を及ぼします。また、廃棄物の持去りや不法回収は、廃棄物の不法投棄や不適正処理につながるおそれがあります。
- 南海トラフ地震等の巨大地震による災害や風水害の発生リスクが高まっています。災害発生によって、家庭や事業所から出る大量の災害廃棄物の発生や避難所等からのし尿・ごみの排出が予測されます。通常の資源循環のサイクルとは異なるルートで排出される災害廃棄物は、公衆衛生と安全を確保するために避けることのできない事案であって、緊急かつ迅速に処理を進める体制が必要となります。
- 大規模な地震災害や水災害が発生した場合には、早期の市民生活や産業活動の早期の正常化、まちの復旧・復興に向け、災害廃棄物の迅速な処理が必要です。家庭や事業所から発生する災害廃棄物の仮置き場の迅速な設置・的確な運営、円滑な維持管理等を行い、被災時のし尿・ごみの収集・運搬等を円滑に行うことによって、公衆衛生の悪化を防ぐことが求められます。

【コラム】 資源循環で使われる「R」

資源循環の取組を行う上で、従来の「3R」に加え、近年では「4R」や「5R」という呼び方もされるようになってきました。本計画では一般的な認知度が高く、自治体や企業等がキヤッチフレーズとしてよく用いている「3R」を採用していますが、「R」には以下の意味があります。

(3R)

Reduce (リデュース) ／削減

使う量を減らし、ごみの発生量を抑制する。

例：食材の使い切り、使い捨て製品の利用を減らす。

Reuse (リユース) ／再使用

繰り返し使うことで、廃棄物を減らす。

例：リユース容器、フリマ活用、シェアリング。

Recycle (リサイクル) ／再資源化

資源として回収し、新しい製品の原料として使う。

例：ペットボトルの再生、金属資源の回収。

(5R) 上記の3つのRに加え

Refuse (リフューズ) ／断る

不要なものを「受け取らない・買わない」ことで、ごみの発生そのものを防ぐ段階。

例：過剰包装を断る、無料配布品をもらわない。

Repair (リペア) ／修理

壊れたものを直して長く使う。

例：家電や家具の修理、靴や衣類の補修。

施策 3-2-1 廃棄物の適正な排出と処理の推進

廃棄物の適正処理に関する知識の浸透や意識の醸成を図るとともに、地域のニーズに応じた啓発資材やツールの提供、分別排出の指導等を通じて、市民や事業者のごみの分別排出に関する正しい理解の定着と排出者の責任に基づく適正な分別排出の促進を図ります。

ごみの減量、適正な分別排出、中間処理の充実等により最終処分される廃棄物量の削減を推進するとともに、最終処分による環境への影響を把握した上で、最終処分場の安定的な運用を確保することによって、廃棄物の処理に伴う環境負荷の低減・公衆衛生の維持を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の緑化・美化・環境保全活動等の実施・支援○ごみの適正処理に関する啓発、ごみ処理市民委員会と連携したごみ処理施設の見学会の実施・環境学習メニューの提供、小中学校でのごみの分別等に関する環境教育の実施○リチウムイオン電池、スプレー缶等の適正処理困難物の適正な処理○中間処理の充実、ごみ処理施設・最終処分場の適正管理
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○ごみゼロ運動等の地域美化活動への参加○ごみ処理に関する講習会や環境学習への参加、ごみの排出・処理に関する正しい理解の地域での共有○リチウムイオン電池、スプレー缶等の適正処理困難物の適正な分別排出○家庭ごみ集積場の地域による適正管理○分別排出の徹底
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○地域貢献活動の実施、ごみゼロ運動等の地域美化活動への参加○アスベスト、医療廃棄物等の適正処理困難物の適正な処理○分別排出の徹底○ごみの処理に関する理解を深め、責任あるごみ排出への取組

施策 3-2-2 不法投棄・不適正処理対策の推進

廃棄物の排出・処理に関する正しい理解と行動を啓発し、廃棄物の不法投棄・不適正処理に對しては、ごみの排出者責任を徹底するとともに、地域と行政が連携した監視体制による不法投棄・不適正処理の早期発見、不法投棄・不適正排出者に対する適正処理の指導と是正を徹底し、不法投棄・不適正処理をさせない環境づくりを推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○不法投棄・不適正処理の防止啓発○パトロールや監視による不法投棄・不適正処理の早期発見、指導、ごみの処理等の実施、野焼き等の不法行為の指導
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨て等の不法投棄や野焼き等の不法行為をしないこと ○廃棄物の不法回収を利用しないこと ○地域で連携した不法投棄・不適正処理・廃棄物の持去り等の監視
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動で排出する廃棄物の処理ルールの徹底による適正処理 ○古紙、金属類等の資源化物の保管におけるセキュリティ強化等による廃棄物の持去り等の対策の実施

施策 3-2-3 災害廃棄物の迅速な処理の確保

大規模な地震災害や水災害によって発生する災害廃棄物については、あらかじめ災害廃棄物処理体制を構築し、訓練等を通じて運用の実効性の向上を図ります。

災害発生時には、周辺市町村や愛知県を始めとした広域的な応援体制や関係事業者との連携体制を活用しながら、生活や産業活動の早期の正常化、まちの復旧・復興に向けて、被災状況に応じた迅速かつ確実な処理を確保します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理に関する訓練の実施、災害廃棄物の収集運搬・仮置き場・中間処理施設や最終処分場の確保に係る協力体制の強化 ○広域連携や広域処理等の機能確保
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理に関する情報の収集 ○災害廃棄物の適正排出
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物対策の BCP（事業継続計画）への掲載 ○災害廃棄物処理における行政との連携・協力

基本目標 4 心地良さが感じられる安全・安心なまち

基本方針 4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上

まちなかの公共的な空間と民有地の緑化を両面から進めるとともに、緑と水に身近にふれられる自然との距離の近い生活空間とすることによって、生活空間の魅力と機能の向上を図るための施策を展開して推進します。

背景

- 地域の特徴として、まちなかでは、歴史的な経緯から形づくられた社寺林や河川跡周辺の緑と水が身近にある景観、農地、民家、社寺等が緑と水を介して共生する景観があります。
- 緑の多面的な機能として、生きものの生息・生育環境であることのほか、景観形成、健康・レクリエーション等の機能により、まちなかの緑と水の存在は、生活空間の快適さを向上させる効果があります。

現況・課題

- 市民意識調査では、身近な公園や緑地の満足度が低くなっています。
- まちなかの緑は、広大な緑地の樹木や草花等の植物だけでなく、行政等が管理する公園、河川、公共施設等の緑のほか、民有地の緑、農地の緑等の地域の自然環境や景観を構成する空間全体で捉える必要があります。
- 都市公園や身近な公園の利用ニーズに合った整備により利用の促進を図るほか、学校、公共施設、道路、河川・水路等で緑にふれられる機会を増やすことが必要です。
- 地域の特徴的なまちなかの緑である社寺林・屋敷林のほか、家庭や事業所等の生垣や庭木、植栽等は、都市化の進展や機能性の追求、ライフスタイルの変化等に伴って減少しています。
- まちなかの土地利用の変化により空き地等の低・未利用地が増加し、管理不良等により生活環境やまちの景観に大きな影響を及ぼしています。
- コンパクトな都市構造への転換を目指すまちづくりを推進する中で、低・未利用地の適正管理を確保するとともに、都市機能の集約化に伴う土地利用の誘導と並行して、地域の魅力を向上させる用途による利用を検討することが考えられます。

施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進

まちなかでまとまとった緑を確保できる都市公園や身近な公園は、魅力や利便性・快適性の向上を図るため、利用ニーズに合った再整備・再配置を行い、その利用の促進を図ることによって、緑の多面的な機能の維持・向上を推進します。

公共施設の緑地を適切に管理して、まちなかの緑地の質の維持・向上を図るとともに、沿道の敷地、幹線道路・駅前広場、地区整備により確保したオープンスペース等の緑化を推進し、景観の魅力や居住環境の向上を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○公共施設・敷地、オープンスペース等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動等の促進○小中学校、市民利用施設、公園等の緑地の維持管理、幹線道路・駅前広場等の街路樹・植栽等の緑地創出○利用ニーズに合った公園の再整備・再配置
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○沿道の住宅の敷地、駐車場等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動等への参加○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○沿道の事業所・工場・商業施設等の敷地、駐車場等の緑化、地域の緑化・美化・環境保全活動への参加・協力○公共空間の緑化に関する官民連携への協力

施策 4-1-2 地域における緑化の推進

社寺林・屋敷林は、所有者や地域の合意の下で、まちなかの貴重な緑として保全するとともに、関係者との連携により地域での活用方法を検討し、地域のシンボルとして根付かせます。

市民や事業者のまちなかの緑に対する意識の向上を図り、住宅、事業所、工場、商業施設、都市農地等のまちなかのあらゆる場所で緑の維持・創出を推進し、まちなかの景観の向上を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○地区整備によるオープンスペースの確保、開発事業等における緑地創出の誘導○生産緑地を活用した都市農地の保全
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○住宅の敷地、駐車場等の緑化○生産緑地における営農
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○事業所・工場・商業施設等の敷地、駐車場、店舗出入口等の緑化や環境施設の整備○開発事業等における緑地創出○生産緑地における営農

施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上

都市公園や水と緑の軸となる河川・水路は、季節を感じられる景観を形成しており、市民の散策路や身近に自然とふれあえる場所としての機能の充実を図るとともに、空き地等の低・未利用地は、適切な維持管理を指導するとともに、人が集う緑のオープンスペース等の活用を検討し、地域の魅力・居住環境の向上を促進します。

身近な自然環境や地域資源を生かした情報発信・学習機会の提供、オープンスペースの活用促進、地域美化活動等を推進し、緑と水が身近な生活空間として、まち全体の魅力を向上させます。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○公園の緑地の維持管理、幹線道路・駅前広場等の公的空間の緑化○公園の利用ニーズに合った再整備・再配置○ごみゼロ運動等の地域美化活動の支援○低・未利用地・オープンスペースの活用の検討
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○空き地、空き家等の適正管理○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加○市民緑地等の低・未利用地やオープンスペースを活用した取組への参加
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○未利用建築物の適正管理○地域の緑化・美化・環境保全活動参加・協力、地域貢献活動の実施○市民緑地等の低・未利用地やオープンスペースを活用した取組への参加・協力

基本方針 4-2 暮らしの安全・安心の確保

地域で暮らし・活動する各主体間でそれぞれの立場や行動の相互理解と情報の共有を通じて相互効果を波及し合い、健全な水循環の維持・回復や公害対策の課題を統合的に解決するとともに、これまでの防災・減災対策に加え、環境資源の持つ防災・減災機能を都市基盤に組み込んで地域の安全機能の向上を図るための施策を推進します。

背景

○本市の区域は、木曽三川の三角州平野にあり、ほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっています。土地利用の状況では、宅地と農地の面積がほぼ半々で、津島駅を中心とした市街地や東部・南部の市街地を取り囲むように農地が広がり、日光川を始めとする河川や水路が市内を縦横に流れています。

現況・課題

○家庭や事業所から排出される生活排水や工場・事業場排水は、その水質によっては、その地域及び下流域の河川・水路、海域等の水環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

○暮らしの身近にある水は、自然環境を構成する要素であるとともに、生活や産業で利用される地域資源となっています。水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、下流域を含めた健全な水循環が維持されるよう配慮が必要です。

○まちなかの水路や悪水路には、生活排水や工場排水が流入し、水質が悪化したこともあります、下水道の整備や排水処理の徹底により改善が見られ、市の区域内の河川・水路の水質は、概ね横ばいで推移しています。一方で、汚水処理人口普及率は、全国・県平均を下回り、市民意識調査では、生活排水の適正処理の重要度・関心が高くなっています。

○単独処理浄化槽や汲取り便槽による生活排水処理は、排水の一部が処理されずに公共用水域に排出され、地域の環境への負荷が大きくなっていることから、公共用水域の水質の保全のために早急な対策が必要です。

○大規模な産業公害によって深刻な事態が生じている事案は確認されていませんが、暮らしに隣接する場所で発生する建設工事や重機を使用した作業による騒音・振動、野焼きによる悪臭等の都市・生活型の公害の処理件数が多くなっています。

○産業活動に伴う公害、都市・生活型公害等による被害を防止し、市民の平穏な日常生活を確保する必要があります。

○海拔ゼロメートル以下の低地に位置する本市の地理的状況から、常に高い水災害リスクに直面しています。南海トラフ巨大地震の発生リスクが高いほか、気候変動による影響で水災害の激甚化等が予測されています。

施策 4-2-1 健全な水循環の維持・回復

地域の特性に応じた排水処理を確保するため、生活排水について、公共下水道への接続又は単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、工場排水・事業所排水は、規制基準に適合した水質を確保するよう処理施設の設置及び適正な維持管理の徹底を図ります。

生活や経済活動に伴う排水が流入する地域の河川・水路の水質調査を継続的に行うとともに、健全な水循環の保全や水質事故対策に活用するため、地域及び流域全体で情報を共有し、関係機関と連携して、健全な水環境の維持・回復を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○公共下水道の整備・接続促進○合併処理浄化槽の普及促進・適正管理の啓発、公共用水域の水質監視○下水道終末処理場の適正管理
---------	--

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○公共下水道への接続、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○公共下水道への接続、単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理○事業所・工場等からの排水監視、除害施設の設置・適正管理

施策 4-2-2 都市・生活型公害等の対策の推進

生活空間に近い場所で発生する建設工事や重機を使用した作業による騒音・振動、野焼きによる悪臭等は、日常生活への影響が大きくなることから、発生する騒音・振動・悪臭のリスクの予測に基づく被害防止措置の徹底を図ります。

工場等から発生する騒音・振動、大気汚染、水質汚濁等の産業型公害や地盤沈下については、地域環境への影響の範囲が大きいことから、地域や関係機関と情報を共有して、被害の拡大防止を図ります。

その他、居住空間で生じる空き地等の低・未利用地の管理不良対応、野生動物による生活被害対策等の身近な環境問題に対しては、情報の共有や相互理解を通じて、影響の拡大防止を図り、安全・安心な暮らしに必要な生活環境の保全を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○関係法令に基づく原因者に対する指導・規制○大気環境、水環境その他の公害のモニタリングや調査の実施、地域の環境情報の収集・共有○動物による地域の生活被害の防止に対する支援○その他地域の環境の保全に関する取組の実施
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に伴って発生する騒音・振動・悪臭等への配慮 ○野焼きの禁止の徹底 ○家庭ごみの適正な保管、集積場の地域による適正な管理、動物への餌遣りの配慮等による野生生物による地域への被害の防止
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動・悪臭を伴う作業における被害の防止措置、周辺住民への周知等による作業内容等の情報共有、公害規制に関する法令等の遵守 ○事業系ごみの適正な保管による野生生物による地域への被害の防止 ○事業活動における環境配慮の促進

施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実

地域の特性に応じて、地震災害や水災害に対するハード・ソフトの両面からの防災・減災対策が講じられていますが、気候変動による影響が予測される災害に対して、防災・減災の機能を向上させるため、地域の環境資源について、農地や水辺は、水災害における一時的な雨水貯留や遊水機能を、都市農地は、火災における避難場所・延焼防止機能を、既存の防災・減災対策を補完するグリーンインフラとして活用することを検討します。

災害が発生した場合における災害対策の継続や災害復旧期の市民生活におけるエネルギーの確保のため、公共施設等の太陽光発電設備及び蓄電池、電動車等の自立電源を非常用電源としての活用を推進します。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーンインフラを活用した防災・減災対策の検討 ○災害時の避難場所や延焼防止としての都市的農地の活用の推進 ○災害時の避難所等における太陽光発電設備・蓄電設備を活用した非常用電源の確保
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○水田・水辺等の身近な環境資源が防災・減災につながることに対する理解 ○災害時における太陽光発電設備・蓄電設備による非常用電源等の活用、雨水貯留タンクを活用した災害時の生活用水の確保
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーンインフラとして活用できる水田・水辺等の環境資源の機能維持 ○災害時における農地の雨水貯留機能や太陽光発電設備・蓄電設備による非常用電源等の活用・地域への開放の検討

基本目標 5 学びとパートナーシップが根付くまち

基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成

学校・保育園等での環境教育と地域・職場での環境学習を組み合わせることによって、発達段階やライフステージに応じた地域の環境に対する関心・共感を高め、環境や地域の課題解決に向けた主体的な行動ができる人材の育成につながる施策を展開して推進します。

背景

- 地域で進行している環境問題は、地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性等、地球規模の問題とつながり、地域で解決すべき課題が複雑化・高度化しています。
- 人口減少が進展する中で、地域で環境に関する活動を担うことのできる若者の育成の必要性が高まっています。
- 経済活動では、カーボンニュートラルや循環経済の実現を目指す経済システムに対応するため、サステイナブル経営が求められています。

現況・課題

- 市民意識調査では、環境問題についての関心は高く、将来の世代のために環境の保全・改善に努める必要があると認識している割合は、相当に高くなっています。インターネットの普及により環境情報を容易に入手することができるようになっている一方で、環境学習の機会を活用できていない可能性があります。
- 環境保全の取組の行動を促すためには、身近な環境について学び、理解することによって、意識の向上・変革につながり、環境の問題を自分事として捉えられることが必要です。
- あらゆる主体に対する家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、意欲に応じて、ライフステージを通じて切れ目なく環境について学ぶことができる効果的な仕組みの充実が必要です。
- 学校・保育園等では、自然体験、教科、環境学習等を通じて、発達段階に応じて、生活につながる環境、環境との関わり、環境問題等について、継続的に学ぶ機会が提供されています。学校・保育園等での学びの成果・効果を高めるためには、地域の多様な主体との連携を図ることが効果的です。
- 学校・保育園等での環境教育の次の段階として、地域や社会において環境について学ぶことのできる機会や手段を充実する必要があります。
- 地域においては、環境の問題に対して主体的に行動できる地域人材やサステイナブル経営を支える環境人材の育成が必要となっています。

施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進

学校・保育園等では、身の回りの自然や暮らしを取り巻く環境の話題にふれる機会多く、若年期から地域の環境を取り巻く問題に対する意識・共感を高めるきっかけとなっています。

学齢段階に応じた環境教育で環境に対する理解を深めつつ、地域の自然や文化を生かした体験活動や社会教育施設、団体、企業等との連携によって学びの成果や活動を地域で共有し、環境や地域の問題を意識した行動ができる素養の醸成を推進します。

行政の主な取組	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等を通じた地域の環境を学ぶ機会の提供 ○学校・保育園等における環境教育の公表等による活動成果の地域への展開
---------	---

市民の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力
事業者の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力・支援

施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進

家庭での環境に関する会話や自然体験を通じて、身近な環境に対する気付きを深めるとともに、一人ひとりのニーズに合った環境に関する学習におけるインターネット等により提供される環境情報や行政・各種団体等が提供する環境学習の活用を促進します。

地域における経済と環境の調和を図るため、職場において従業員の環境学習の機会の充実や地域の環境保全活動への参加を推進し、企業経営に環境の視点を取り入れた環境経営や環境人材の育成を促進します。

行政の主な取組	○地域の環境に関する情報、自然体験、環境学習等に関する情報の提供 ○社会教育・生涯学習と連携した ESD の視点による環境学習の機会の提供 ○事業者や団体等との連携による環境学習の推進
---------	--

市民の取組例	○地域の環境に関する学習の実施、地域・職場における環境学習への参加 ○学校・保育園等で学んだ環境保全に関する行動の家庭での実践、地域における自然体験への参加
事業者の取組例	○地域における自然体験、環境学習等に対する協力・支援 ○従業員の環境リテラシーの向上のための環境学習の実施、従業員の環境活動参加に対する支援、環境人材の育成

基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

環境に関する情報を充実し、利用しやすい状態で提供されることによって、地域における環境保全のニーズや新たな担い手を掘り起こし、各主体による環境保全活動の充実を図るとともに、パートナーシップを前提とした連携・協働のプロセスを通じて地域の課題解決力を高める施策を展開して推進します。

背景

- 地球規模で進行する地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性等の問題とつながり、複雑化・高度化した地域の課題の解決には、地域で行動できる人材の確保と多様な主体が持つ情報・技術・資源を統合的に組み合わせて展開することの重要性が高まっています。
- 地域で経済活動を行う事業者は、経済システムの中で環境課題への対応のために多様な関与が求められています。経済活動において環境との調和を図る企業活動のグリーン化や環境経営の導入等を通じて蓄積したノウハウを生かして、地域の環境保全活動に取り組むことが期待されています。

現況・課題

- 市民意識調査では、地域の環境に関する情報提供の分かりやすさに対して満足度が低くなっています。
- 地域の環境に関する情報は、主体的な環境保全活動のための意思決定のきっかけや実際の行動の裏付けとなる重要な要素となります。的確な意思決定や行動に繋げるためには、情報リテラシーの格差を考慮して、環境情報が利用しやすい状態で提供される仕組みが必要です。
- 課題解決に向けた各主体の取組が的確かつ効果的なものとなるためには、提供される情報が、エビデンスとして利用できる科学的根拠のあるものであることが必要です。
- 各主体の連携・協働の前提として、環境情報の共有と活用により地域の環境の状況を正しく理解し、自らの行動や意識決定に基づき、環境保全行動を実践することができる仕組みの構築を促進します。
- 地域の活動団体の構成員の高齢化等により活動の縮小がみられるなど、活動の担い手不足が顕在化しています。また、市民意識調査では、地域や団体での環境保全活動に参加している市民の割合は、他の意識・行動に関する調査項目と比べて低い水準にとどまっています。
- 複雑化・高度化が進む環境課題を解決する手段として、その施策に関連する主体間のパートナーシップを前提とした協働取組による環境保全活動とすることが求められます。
- 地域の環境課題の解決に向けた施策の展開に当たっては、環境の現状を理解・認識できる地域の環境に関する情報のほか、各主体が持っている環境保全に向けた行動に必要な技術、その行動を継続するための資源等に関する情報を活用する必要があります。
- 地域における各主体の連携・協働取組の定着に必要な中間支援機能（取組に関連する人的・

物的資源や情報等を各主体に提供し、それぞれの主体が置かれた状況を整理しながら、対話の場を創造し、各主体の関心や意欲を呼び起こしながら、解決策の発見や目指すべき目標への進行を促すこと。) を活用するとともに、地域においてその機能を担う団体を育成することも検討する必要があります。

○各主体が信頼関係を築き、認識や方向性を共有するという協働のプロセスは、参加する一人ひとりに多様な視点をもたらし、地域の人才培养と課題解決力の向上につながります。

施策 5-2-1 環境に関する情報の充実

地域で進行している環境問題は、地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性等の幅広い分野にわたり、課題解決に向けた的確かつ効果的な取組のためのエビデンスとして、科学的根拠のある情報の活用を促進します。

環境に関する情報は、各主体が持つ幅広い情報の提供と共有によって、誰もがニーズに応じて情報にアクセスして容易に利用できる仕組みの充実を図ります。

行政の主な取組	<input type="checkbox"/> 地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有 <input type="checkbox"/> 環境活動に必要な支援や助成制度等の情報の収集・共有
---------	---

市民の取組例	<input type="checkbox"/> 地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有 <input type="checkbox"/> 情報の収集・活用方法に関する知識の習得
事業者の取組例	<input type="checkbox"/> 地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有 <input type="checkbox"/> 事業活動における環境報告書等の作成・公表

施策 5-2-2 環境保全活動の推進

地域の環境課題に基づく環境保全活動のニーズの啓発を通じて、関係主体の活動を呼び掛けるとともに、新たな担い手の発掘により環境保全活動の実施主体の充実を促進します。

また、地域での環境保全活動を担う各主体では、環境教育、環境学習、自然体験等の機会を利用して、多様化する地域の環境課題の理解を深め、取組に関する方向性を共有することによって、地域の環境の向上に向けた行動の活性化を図ります。

行政の主な取組	<input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動に関する情報の収集・共有・支援
---------	---

市民の取組例	<input type="checkbox"/> 地域の緑化・美化・環境保全活動への参加、地域の生きものの生息・生育状況の調査の実施・参加 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ組織等による環境保全活動の実施・参加
事業者の取組例	<input type="checkbox"/> 事業所等又は従業員の地域の緑化・美化・環境保全活動、地域の生きものの生息・生育状況の調査等の地域活動への参加、事業者の地域貢献活動による地域活動への支援

施策 5-2-3 パートナーシップによる施策の推進

環境保全活動の担い手として、学校や教育機関等と連携した若者の意見の吸上げや地域との協働取組への参加を促進することによって、持続可能な地域づくりの人材育成を推進します。

パートナーシップによる取組や主体間の持続的な連携を通じて、継続的な共通認識や連携体制の構築を図り、環境等に関わる地域課題の解決に向けて行動できる人材の育成や確保を促進し、中間支援機能を活用した各主体間の連携・協働による施策の推進により、地域全体の課題解決力の向上を図ります。

行政の主な取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の緑化・美化・環境保全活動に関する情報の収集・共有、地域活動団体の支援○各主体間の情報共有・連携の促進、地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有○中間支援機能の活用、中間支援団体の育成検討
---------	---

市民の取組例	<ul style="list-style-type: none">○地域で行われる環境保全活動の実施・参加○地域活動団体の活動や協働取組への参加○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有
事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none">○地域で行われる環境保全活動の実施・参加○地域活動団体の活動や協働取組への参加・協力○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有

第4章 重点環境戦略

- 1 再エネを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略
- 2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略
- 3 3R を軸とした地域資源循環の確立戦略

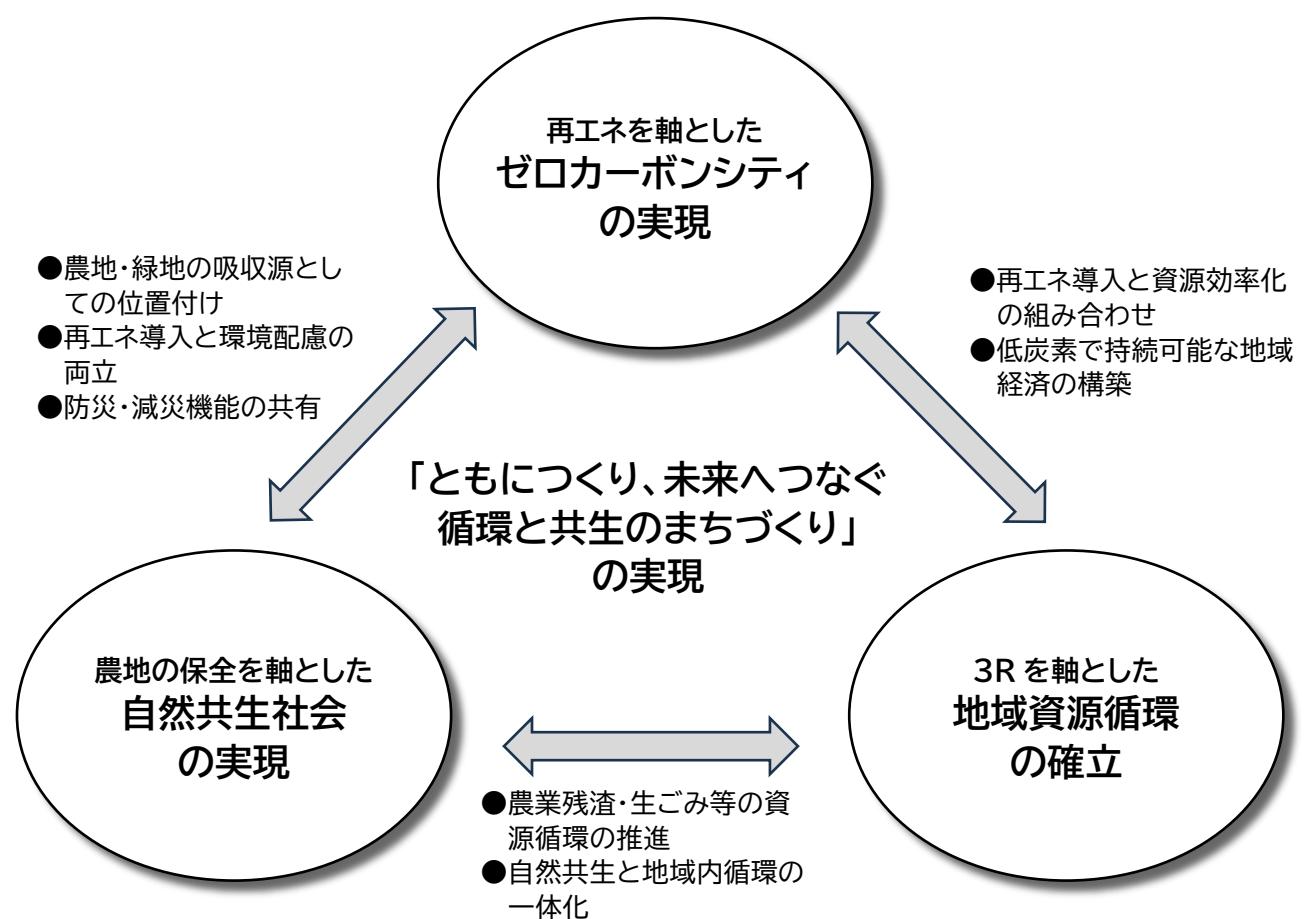
第4章 重点環境戦略

近年、地球規模で地球温暖化の進行、生物多様性の損失、資源の枯渇といった環境課題が深刻化しており、国・県においても「2050年カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミーの推進」等、持続可能な社会への転換に向けた取組が加速しています。

一方、本市においては、地域エネルギーの多くを域外に依存し、家庭・運輸部門のCO₂排出が相対的に高い状況にあります。また、広々とした農地やまちなかの社寺林等身近な自然環境が本市の特徴となっていますが、農地や緑地の減少、生物多様性への認知度の低さ等が課題ともなっています。さらに、ごみ排出量は全国平均より少ないものの横ばいで推移しており、リユースや再資源化等の仕組みが十分に広がっていない状況にあります。

こうした状況の下、本計画の基本理念である「ともにつくり、未来へつなぐ、循環と共生のまちづくり」を実現するためには、個別の環境分野の施策を相互に関連づけ、環境・社会・経済を一体として変革していくことが必要であると考えられます。

ここでは、本市が地域の特性を生かした構造的な転換を図り、将来にわたり持続可能なまちとして発展していくために、「ゼロカーボンシティの実現」「自然共生社会の実現」「地域の資源循環の確立」という3つの視点を、それぞれ「再生可能エネルギー」「農地の保全」「3R」を軸とした重点環境戦略として位置づけ、相互の戦略が重層的に関わり合いながら、本市の環境資源を最大限に活用して環境・経済・社会が統合的に向上した「循環と共生のまちづくり」を実現します。



1 再エネを軸としたゼロカーボンシティの実現戦略

<戦略の背景と目的>

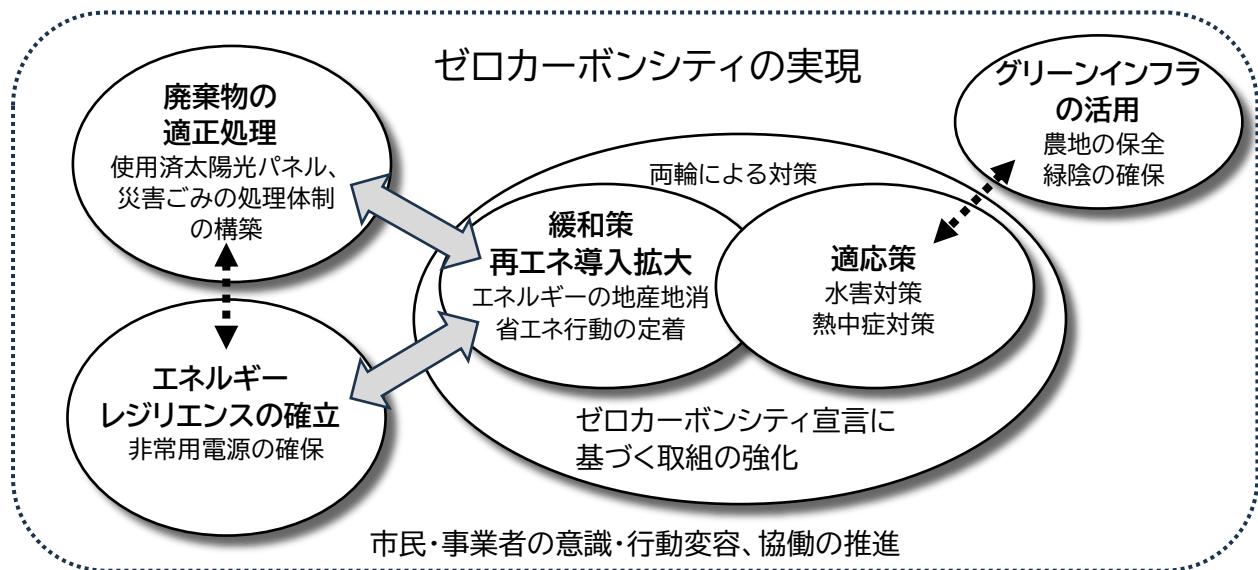
近年の地球温暖化の進行やエネルギー問題、災害リスクの増大等を受け、地域全体での温室効果ガス排出削減と持続可能なエネルギー供給体制の構築が求められています。

本市では、家庭・運輸部門のCO₂排出割合が高く、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネ行動のさらなる定着が課題となっています。また、市域全体が平地で水害リスクが高い地形であり、猛暑時の熱中症リスクやエネルギー供給の途絶にも備える必要があります。

そのため、本市では、再生可能エネルギー導入を積極的に進め、エネルギー供給の安定化を図るとともに、省エネ行動の推進や地域資源の活用をさらに進めることにより、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

<戦略の内容>

津島市のゼロカーボンシティ宣言及び首長誓約の内容を推進の柱として、住宅・事業所・公共施設への太陽光発電、蓄電設備、EV充電等の導入を促進するとともに、再エネを防災・減災に生かすエネルギー・レジリエンスの確立を図る等エネルギーの地産地消を促します。また、建物の断熱化や省エネ機器の普及、エコドライブ等日常の省エネ行動の促進に加え、水害や熱中症等の気候変動影響に対応する適応策を同時に進め、緩和と適応が両輪となる地球温暖化対策を推進します。さらに、農地の保全やまちなか緑化等と連携したグリーンインフラや緑陰を確保するとともに、寿命を迎えた太陽光パネルや災害ごみ等の適正処理体制の構築等を市民・事業者・行政の協働により、持続可能なゼロカーボンシティの実現を目指します。



<戦略の方向>

- ▶ 温室効果ガス排出の削減と気候変動への適応を両輪で推進
- ▶ エネルギー利用の最適化と災害対応力強化により快適で安心な都市環境の形成
- ▶ 環境情報の提供と教育・協働による行動変容の促進

2 農地の保全を軸とした自然共生社会の実現戦略

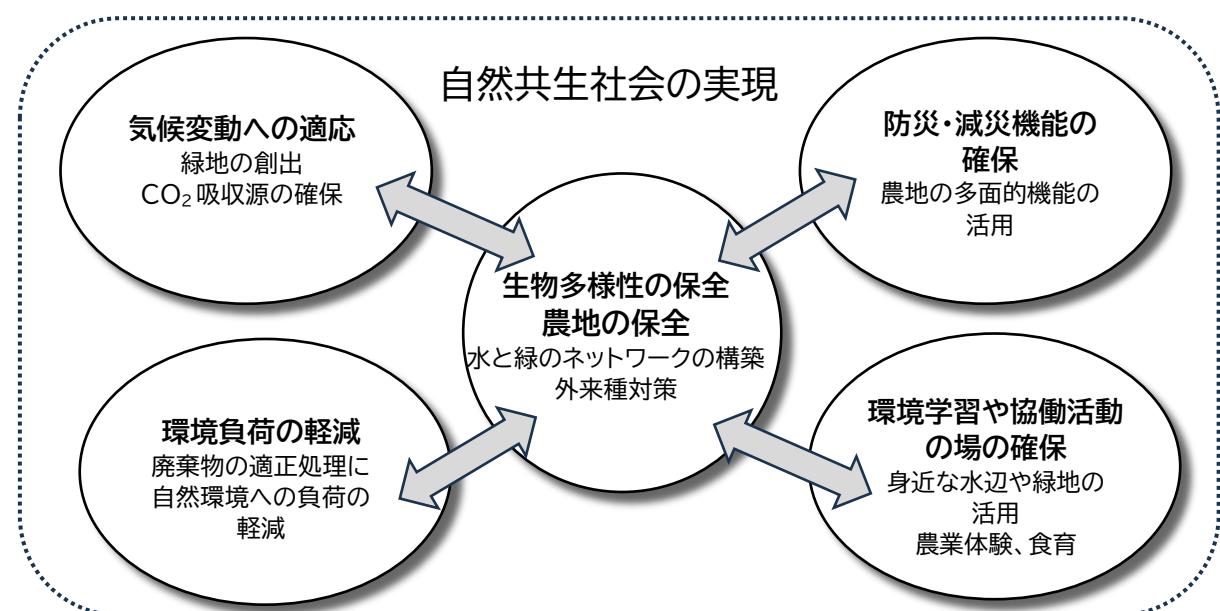
<戦略の背景と目的>

本市の農地や社寺林、水辺空間等の自然は、生物多様性を支えるとともに、CO₂吸収源や防災・減災機能を持つ重要な地域資源となっています。一方で、地域の自然環境の特徴である農地の減少やまちなかの緑地の不足が課題となっています。こうした自然資源をまちの基盤として守り育てることが、「津島らしさ」を次代へ引き継ぐためには必要です。

そのため、本市では、農地の保全を軸として、地域の自然を保全しながら、ゼロカーボンへの貢献も期待できる自然共生社会の実現を目指します。

<戦略の内容>

広々とした農地を保全するとともに、まちなかの社寺林等河川、水路等との水と緑のネットワークを再生することにより生物多様性の保全を進めます。また、農地等のグリーンインフラを活用した防災・減災機能を高め、気候変動への適応にも対応します。さらに、地域で生まれた資源を再利用する循環型の仕組みづくり、環境学習や協働活動を通じて、市民が自然とともに生きる暮らしを未来へとつなげます。



<戦略の方向>

- ▶ 多様な生きものと人が共生する生態系ネットワークの確立
- ▶ 緑と水による防災・減災・快適性の向上
- ▶ 農地・森林の吸収源機能を通じたゼロカーボンへの寄与
- ▶ 自然環境を活かした教育・協働の推進

3 3Rを軸とした地域資源循環の確立戦略

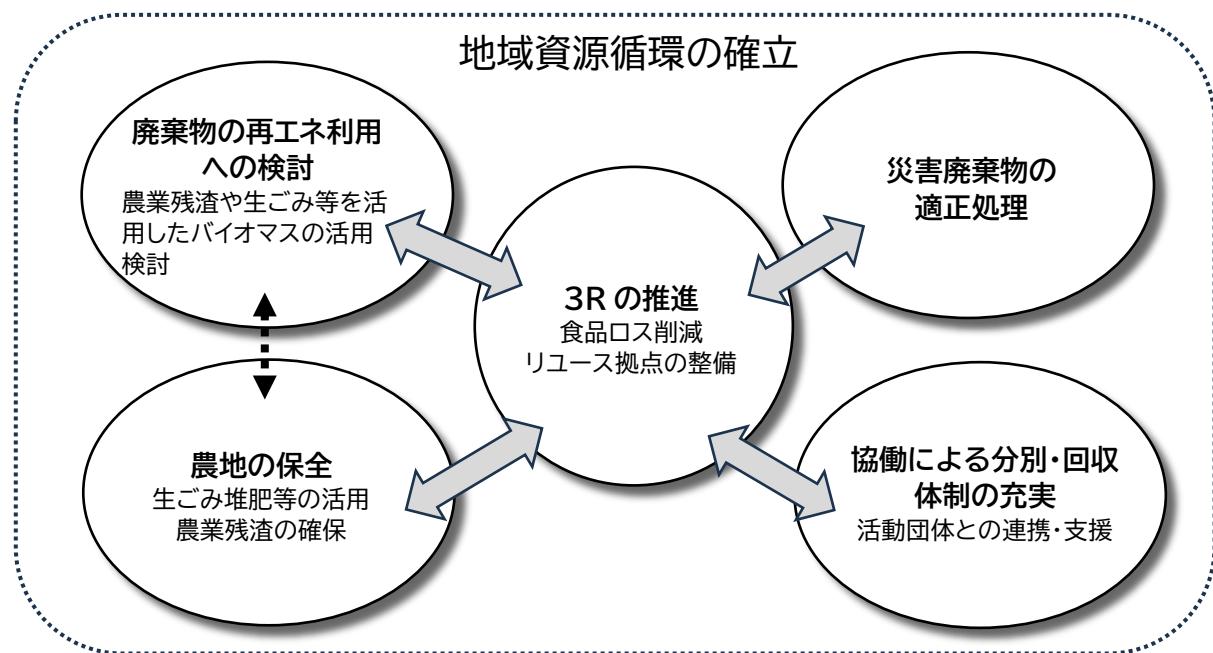
<戦略の目的と背景>

近年、大量消費・大量廃棄からの転換が求められており、資源の循環利用と経済活性化を両立する「サーキュラーエコノミー」の考え方も広がっています。本市では、ごみ排出量は県内平均より低くなっていますが推移は横ばい状態であるとともに、リユース・リサイクル等の活動拠点は限定されています。そのような中、地域に根ざした循環の仕組みを確立し、暮らし・産業・教育等が一体となった地域循環社会の構築の必要性が高まっています。

そのため、資源を大切に使い、モノ・人・経済が地域の中で循環し、持続的に豊かさを育む都市の実現を目指します。

<戦略の内容>

3Rの推進、食品ロス削減等、持続可能な生産と消費の循環を進め、地域内資源を最大限に活用します。市民・事業者・行政の協働による分別・回収体制の充実に加え、再エネ利用等を通じて地域経済のグリーン転換を図ります。また、農地の保全に関する資源活用、災害廃棄物の適正処理等、地域の資源が有機的に循環する仕組みを構築します。



<戦略の方向>

- ▶ 地域の資源を循環させる仕組みを確立し、廃棄物削減の実現
- ▶ 循環の効率化による資源利用と温室効果ガス排出抑制の両立
- ▶ 学校や保育園等、企業、市民連携による3R教育と実践活動の推進

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画進捗管理指標

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

環境基本計画は、その取り扱う環境の範囲や環境施策の分野が多岐にわたるため、所管課である生活環境課が中心となり、庁内関係課、市民や事業者、近隣の市町村等の連携・協働により推進します。

① 市民・事業者・行政との協働

市民、事業者及び行政の取組については、環境保全に関わる様々な主体の連携・協働により取組を推進し、「津島らしい環境の未来」を目指します。

② 県・近隣市町村・関係団体との連携

日光川を始めとする河川環境の改善や生態系ネットワークの形成といった広域的な対策が必要となる問題については、愛知県や近隣市町村、関係団体等と連携し、広域的な視点で取り組みます。

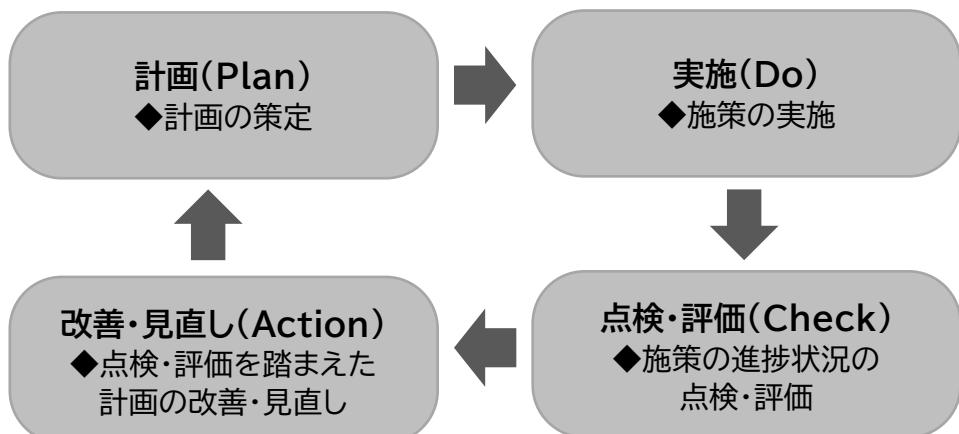
③ 津島市環境基本計画推進委員会による評価・検証

学識経験者を含め、市民や事業者、各種団体・機関の代表等によって構成する「津島市環境基本計画推進委員会」は、庁内関係課が行った環境施策の評価結果を確認するとともに、市の区域における環境の保全に関する基本的事項や計画の推進に関する助言等を行います。また、計画の見直しに当たっては、計画の評価・検証を行い、必要な助言を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(PLAN) → 実施(DO) → 点検・評価(CHECK) → 見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づく、マネジメントシステムの手法を用いて着実に実施します。

毎年度、施策を担当する部署において、施策の実施状況等を評価・検証するとともに、津島市環境基本計画推進委員会において、市が行った施策の自己評価や進捗管理指標の状況等を踏まえ、計画の進捗状況の総合的な評価・検証を行います。



3 計画進捗管理指標

計画進捗管理指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するための「ものさし」になります。本計画では、本市の環境の持続可能な未来を実現するために、基本目標1から基本目標5までの5つの柱について、それぞれ計画進捗管理指標を設定します。

なお、計画進捗管理指標については、施策の実施による成果を表す代表的な項目を設定するものとし、計画の目標年次に向けて目指す方向性を示すこととしました。なお、個別計画において目標に設定されている指標については、参考として、目標値の数値を記載しています。

基本目標	指標名	現状値 (測定年度)	目指す方向	区分	個別計画の目標値 (目標年度)
1	市の区域からの二酸化炭素排出量の削減率（2013年度比）	△18.7% (2021年度)	↑	目標	△46.0% (2030年度)
	市の区域における太陽光発電設備容量	26,360kWh (2023年度)	↑		
	公共交通の利便性の向上に対する満足度	17.2% (年度)	↑		
	市の事務及び事業からの二酸化炭素排出量の削減率（2013年度比）	△28.0% (2024年度)	↑	目標	△50.0% (2030年度)
	市有施設における太陽光発電設備の導入率	9.2% (2023年度)	↑		
	市有新築建築物の省エネルギー基準適合件数	—	↑		
	一般公用車における電動車の割合	11.8% (2023年度)	↑		
	市有施設におけるLED照明の導入率	70.3% (2023年度)	↑		
	市有施設における再生可能エネルギー電力の調達率	1.5% (2023年度)	↑		
	熱中症搬送者数	39件 (2025年度)	↓		
2	自然的土地利用面積	1,024.0ha (2021年度)	→	目標	1,024.0ha (2035年度)
	農業産出額	132,000万円 (2023年度)	↑		
	経営耕地面積	554.0ha (2020年度)	→		
	特定外来生物新規定着数	— (2024年度)	→	目標	0種 (2035年度)

基本目標	指標名	現状値 (測定年度)	目指す方向	区分	個別計画の目標値 (目標年度)
	生物多様性の言葉の認知度	28.1% (2024 年度)	↑	目標	50.0% (2035 年度)
	自然にふれあうことに取り組んでいる市民の割合	11.2% (2024 年度)	↑		
3	1人1日当たりごみ排出量	750.0g (2021 年度)	↓	目標	690.0% (2032 年度)
	ごみの資源化率	15.4% (2021 年度)	↑	目標	20.0% (2032 年度)
	最終処分率	5.4% (2021 年度)	↓	目標	5.0% (2032 年度)
4	汚水処理人口普及率（生活排水処理率）	80.4% (2024 年度)	↑	目標	83.3% (2031 年度)
	下水道普及率	44.4% (2024 年度)	↑		
	市街地における自然的土地利用面積	59.6% (2023 年度)	→		
5	連携・協働による環境保全活動件数	—	↑		

注 目標を設定する個別計画は、次に掲げる計画とします。

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

生物多様性つしま戦略

津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

津島市生活排水処理基本計画（津島市循環型社会形成推進地域計画）

資料編

資料 個別計画

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

津島市気候変動適応計画

生物多様性つしま戦略

資料 個別計画

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

1.1.1 地球温暖化とその影響

地球は、太陽光からの熱によって暖められると同時に、地表や海に反射して宇宙に熱を放射して冷やされています。大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスは、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防ぎ、地球の平均気温を一定に保つ役割を担っています。

経済活動や自然開発等の人間活動が活発になり、大気中の温室効果ガス濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増加することによって、地球規模で気温上昇が起こることが地球温暖化と言われています。大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以降、経年的に上昇を続けています。

世界の平均気温は、1850年から2020年までの間に1.09°C上昇しており、人間活動の影響は、疑う余地がありません。21世紀末の世界の平均気温は、このまま何もしない場合には、産業革命前に比べて4°C上昇し、21世紀半ばに二酸化炭素排出量を正味ゼロにした場合であっても、1.0～1.8°C上昇する可能性があると予測されています。

地球温暖化の進行によって、世界的には冰雪の融解や海面上昇が観測されているほか、国内でも大雨による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、気候変動による影響が顕在化しています。

1.1.2 地球温暖化対策をめぐる社会情勢

2015（平成27）年12月、COP21においてパリ協定が採択され、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満の水準に抑え、1.5°Cに抑える努力を追求することとされました。

2016（平成28）年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2013年度比の温室効果ガス総排出量について、2030年度に26%削減とする中期目標と2050年までに80%削減とする長期目標が示されました。

2018（平成30）年10月に発表されたIPCC1.5°C特別報告書では、パリ協定で示した平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるには、世界全体の人為起源のCO₂の正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達する必要があるとしています。

2020（令和2）年10月、国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

2021（令和3）年4月、COP26でグラスゴー気候合意が採択され、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるために、世界全体の温室効果ガスを迅速に、大幅かつ持続可能的に削減する必要があり、この10年の行動の加速が必要であることが言及されました。同年6月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素の取組の促進、企業の脱炭素経営の促進等が定められ、同年10月、2050年カーボンニュートラルや2013年度比の温室効果ガス排出量を2030年度に46%削減とする新たな削減目標が地球温暖化対策計画に位置付けられ

ました。

1.1.3 本市における地球温暖化対策

2006（平成18）年に策定された第1次津島市環境基本計画では、地球温暖化への影響を踏まえた二酸化炭素等の排出の削減を施策とし、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助等の取組を実施してきました。2016（平成28）年3月、第2次津島市環境基本計画を策定し、省エネルギー行動の推進と再生可能エネルギーの利用促進を基本方針に掲げ、温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいます。

2021（令和3）年9月に策定した津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、当時の国の削減目標と整合させ、市の区域における2030（平成12）年度の温室効果ガス排出量の目標値として、2013（平成25）年度比で26%削減とし、その達成に向けた施策に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれに必要な取組を実施しています。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 計画の定義と位置付け

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定するものとし、区域全体の温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組を推進します。

計画の推進に当たっては、あいち地球温暖化防止戦略2030に配慮するとともに、上位計画である津島市総合計画を踏まえつつ、本市の各種関係計画等との整合・連携を図るものとします。

1.2.2 計画の対象範囲

津島市の全域を対象とします。また、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める7種類の温室効果ガスのうち二酸化炭素とします。

温室効果ガスの種類	部門・分野	主な発生原因
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業／建設業・鉱業／農林水産業の工場・事業所におけるエネルギー消費
	業務その他部門	事業所・商業施設等におけるエネルギー消費
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費
	運輸部門	自動車（旅客／貨物）におけるエネルギー消費
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処分

1.2.3 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度まで

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

基準年度

2013（平成 25）年度

目標年度

短期目標 2030（令和 12）年度

中期目標 2035（令和 17）年度

長期目標 2050（令和 32）年度

2 区域の現状

2.1 区域の環境特性

自然、社会及び環境に関する地域の環境特性は、第 3 次津島市環境基本計画によります。

2.2 区域の温室効果ガス排出状況

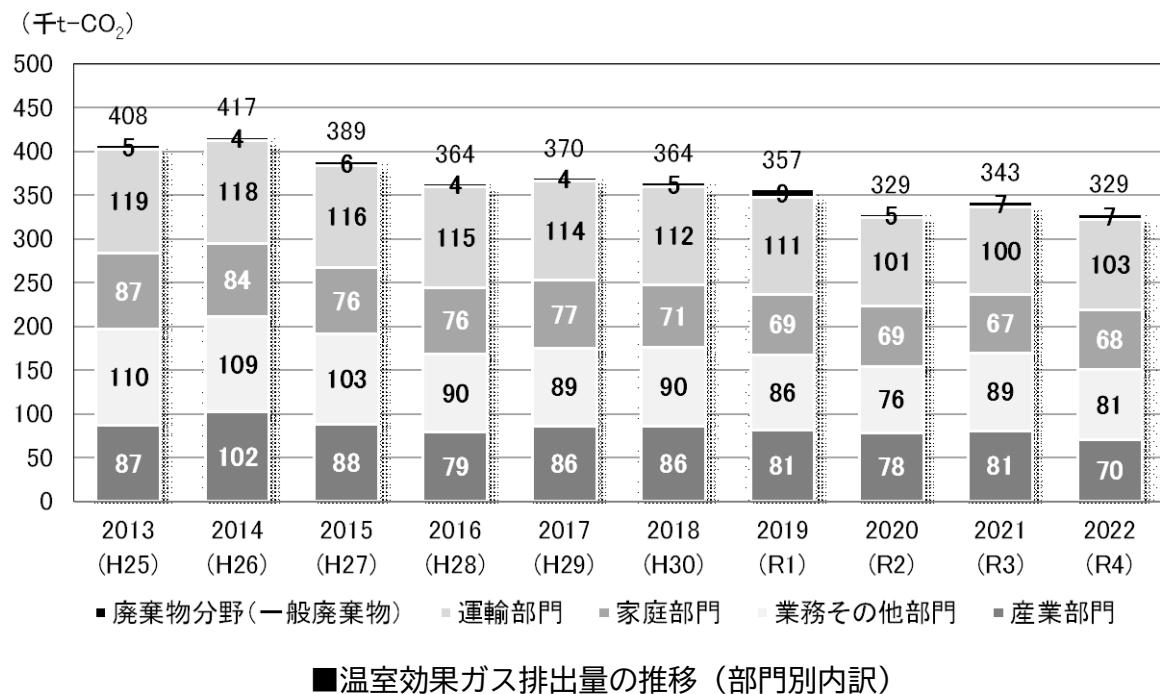
2.2.1 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出量の現況推計は、環境省の「自治体排出量カルテ」によるものとします。

「自治体排出量カルテ」の推計値は、国の温室効果ガス排出量を基に、電力・燃料消費量、人口、世帯数、事業所数、走行距離等の自治体別データを用いて按分した推計値となります。

2.2.2 温室効果ガス排出量の推移

市の区域から排出される温室効果ガスの排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度の 422 千 t-CO₂ をピークとして、減少傾向にあります。直近の 2022（令和 4）年度には、基準年度から 22.0% 減少して、329 千 t-CO₂ となっています。

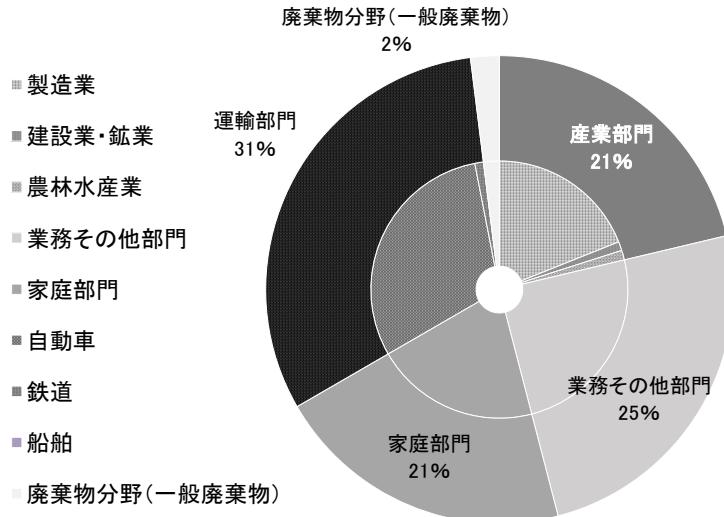


2.2.3 部門別排出量の内訳

2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門の占める割合が31.3%と最も高く、業務その他部門24.6%、産業部門21.3%、家庭部門20.7%と続いている。

産業部門の占める割合が愛知県の48%及び全国の42%と比べて低くなっています。なお、近隣のあま市や愛西市と比べて、業務その他部門の割合が1割程度高くなっています。

基準年度である2013（平成25）年度と比較すると、全ての部門で排出量が減少していますが、業務その他部門及び家庭部門で大きく減少し、業務その他部門の構成割合が低くなっています。



部門・分野	令和4年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	329	100%
産業部門	70	21%
製造業	62	19%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	4	1%
業務その他部門	81	25%
家庭部門	68	21%
運輸部門	103	31%
自動車	100	30%
旅客	56	17%
貨物	44	13%
鉄道	4	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	7	2%

■温室効果ガス排出量の推移 (部門別内訳)

■基準年度（2013年度）と直近年度（2022年度）との比較

部門	排出量増減 (2013⇒2022)	増減比	構成比増減
産業部門	△16 t-CO ₂	△18.6%	0.9%
業務その他部門	△37 t-CO ₂	△31.4%	△3.4%
家庭部門	△26 t-CO ₂	△27.7%	△1.6%
運輸部門	△16 t-CO ₂	△13.4%	1.1%
廃棄物分野	2 t-CO ₂	0.2%	0.9%

2.3 区域の温室効果ガス排出量削減に向けた課題

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針1-1によるものとします。

3 計画の目標

3.1 目指す将来像

第3次津島市環境基本計画の基本目標1で示すまちの将来像によるものとします。

3.2 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

3.2.1 温室効果ガス排出量の将来推計と推計方法

温室効果ガス排出量の削減目標設定のための基礎資料として、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合（現状趨（すう）勢（BAU）ケース）の2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度の温室効果ガスの排出量について、推計を行いました。

■将来推計（BAU推計）の考え方

本計画における将来推計（BAU推計）は、基準年の温室効果ガス排出量を基に、人口や世帯数、経済活動量等の将来見通しを反映しつつ、新たな温暖化対策を講じない場合の排出量を推計したものです。この推計は、現状の排出構造やエネルギー利用形態が基本的に継続することを前提とし、対策の効果を把握するための比較基準として位置付けるものとなります。

■算出方法

将来推計（BAU推計）は、環境省が提供する「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールを用い、以下の方法により算出しました。

- ・基準年の自治体別温室効果ガス排出量（自治体排出量カルテ等）を基礎データとした。
- ・家庭部門、業務部門、運輸部門、産業部門等の部門別に推計を行った。
- ・人口の将来変化要因を反映し、排出量を算出した。

■将来推計（BAU推計）の設定条件

- ・自治体独自の新たな地球温暖化対策や追加的施策を見込まないこと。
- ・国の目標達成を前提とした上乗せ的な削減効果を考慮しないこと。
- ・排出原単位は、原則として、基準年の水準を維持すること。
- ・電力の排出係数については、国が示す将来見通し等に基づく設定を用いること。

3.2.2 温室効果ガス排出量の将来推計

2022（令和4）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度から22%減少しています。将来推計によれば、2030（令和12）年度には、排出量が306.3t-CO₂と予測され、2022（令和4）年度から6.9%減少し、基準年度から27.4%減少すると見込まれています。

■二酸化炭素排出量の将来推計

区分			H25(2013) 基準年度 (千t-CO ₂)	R4(2022) (千t-CO ₂)	R12(2030)		R17(2035)	
					現状すう勢 (BAU) (千t-CO ₂)	削減率 (%)	現状すう勢 (BAU) (千t-CO ₂)	削減率 (%)
省エネ対策	産業部門	製造業	80.0	62.4	64.3	19.6	60.5	24.3
		建設業・鉱業	5.0	3.7	3.6	28.6	3.4	32.7
		農林水産業	1.0	4.0	3.6	-257.1	3.4	-236.3
	業務その他部門		118.0	81.1	79.5	32.7	74.8	36.6
	家庭部門		94.0	68.1	59.8	36.4	56.3	40.1
	運輸部門	自動車	71.0	55.9	47.3	33.4	44.6	37.2
			43.0	43.7	38.4	10.7	36.1	15.9
		鉄道	5.0	3.6	3.6	28.0	3.4	32.7
		船舶	0.0	0.0	0	0.0	0	0
	廃棄物分野 (一般廃棄物)		5.0	6.5	6.2	-25.0	5.9	-17.7
計			422.0	329.1	306.3	27.4	288.4	31.7

出典：H25(2013)年度、R3(2021)年度・「自治体排出量カルテ」環境省

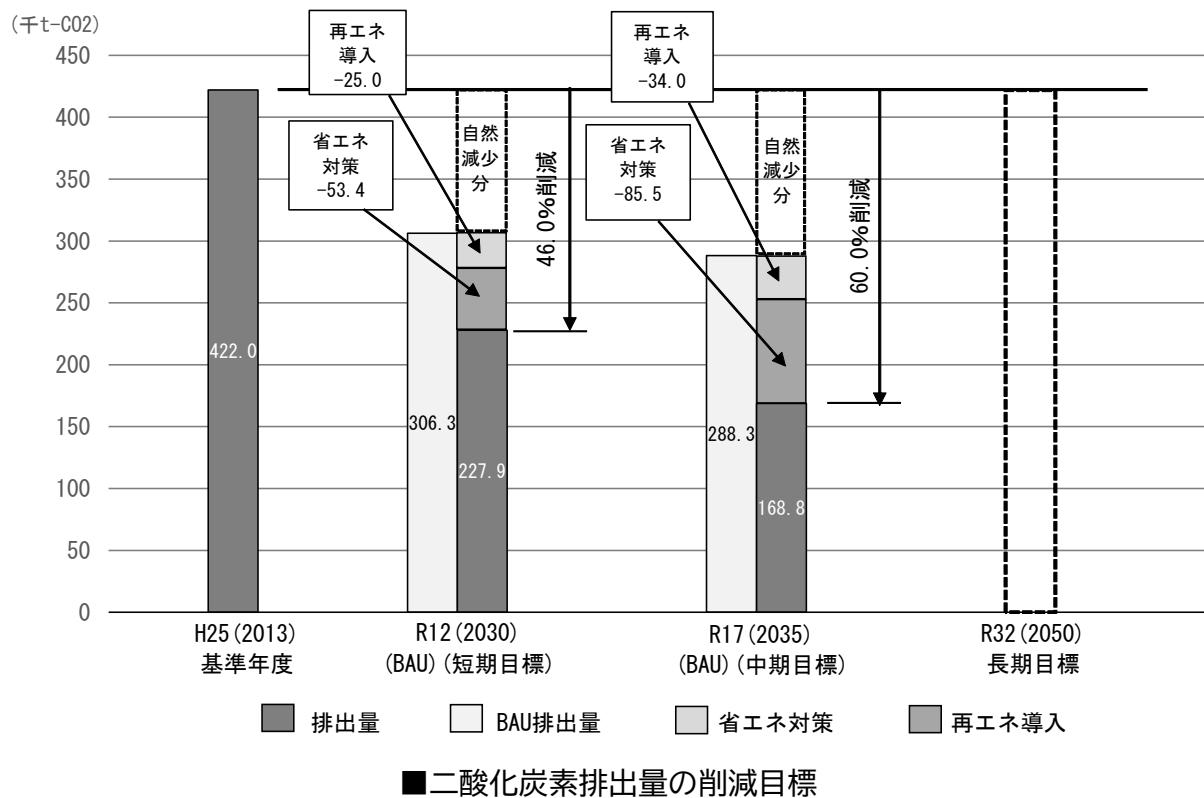
：R12(2030)年度、R17(2035)年度現状すう勢（BAU）
・「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」（H28.3）環境省を使い算出

3.3 温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度の市の区域からの温室効果ガス総排出量は、2013（平成25）年度比で46%削減することを目標とします。

地球温暖化対策計画（令和7年2月・環境省）において、温室効果ガス総量の削減目標として示された2013（平成25）年度比、2035年度60%削減、2040年度73%削減を進捗管理の指標とします。

なお、本市では、2050年ゼロカーボンシティの表明に基づき、2050年ネット・ゼロ（実質排出ゼロ）を長期目標とします。



3.4 施策に対する指標

3.4.1 太陽光発電設備容量

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて展開する施策の指標として、本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量に対する太陽光発電設備の導入率から太陽光発電設備容量を設定しました。

■太陽光発電設備の導入実績及び予測導入量

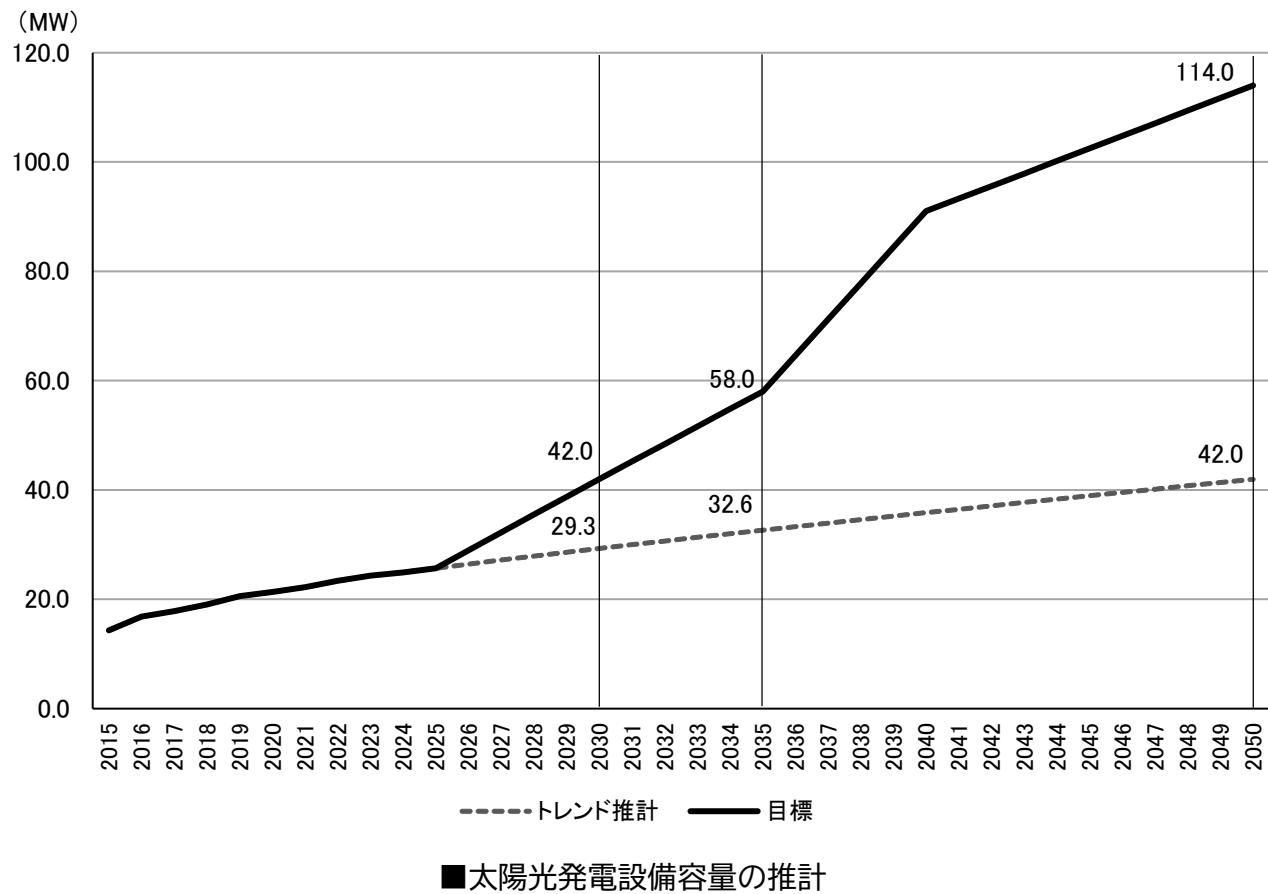
(単位 kW)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
10kW 未満	5,171	5,708	6,096	6,567	7,094	7,488	8,079	8,816	9,527
10kW 以上	9,108	11,085	11,706	12,476	13,477	13,844	14,122	14,573	14,810
合計	14,279	16,793	17,803	19,043	20,571	21,332	22,200	23,389	24,336

(出典 自治体排出量カルテ・環境省)

(単位 kW)

年度	2030		2035		2050	
区分	予測値	目標値	予測値	参考	予測値	参考
10kW 未満	12,971	—	15,607	—	23,516	—
10kW 以上	16,321	—	17,031	—	18,437	—
合計	29,292	42,000	32,638	58,000	41,953	114,000



■太陽光発電設備の導入率と発電量の推計

部門	中区分	小区分	導入率			年間予測発電量 (MWh)		
			2030 (R12)	2035 (R17)	2050 (R32)	2030 (R12)	2035 (R17)	2050 (R32)
産業部門	建物	工場・倉庫	20%	25%	50%	4,090	5,113	10,226
		その他建物	20%	25%	50%	20,190	25,237	50,475
	計		-	-	-	24,280	30,350	60,701
業務部門	建物	官公庁・病院・学校	50%	60%	100%	12,433	14,920	24,867
		その他建物	20%	25%	50%	22,184	27,730	55,460
	土地	一般廃棄物	20%	25%	50%	1,635	2,044	4,088
		計	-	-	-	36,252	44,694	84,415
家庭部門	建物	戸建住宅等	15%	25%	50%	36,390	60,650	121,300
		集合住宅	15%	25%	50%	892	1,487	2,974
	計		-	-	-	37,282	62,137	124,274
運輸部門	建物	その他建物	20%	25%	50%	24,926	31,157	62,314
合計			-	-	-	122,741	168,338	331,703

※年間予測発電量は1日8時間発電した場合の年間（365日）の発電量

4 基本方針と施策

4.1 基本方針

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-1（地域における地球温暖化対策の促進）によるものとします。

4.2 施策と取組

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

施策 1-1-1 省エネルギーの推進

施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進

施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進

施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進

施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進

施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進

施策 5-2-1 環境に関する情報の充実

施策 5-2-3 環境保全活動の推進

施策 5-2-2 パートナーシップによる施策の推進

4.3 重点環境戦略

第3次津島市環境基本計画で示す重点環境戦略 1（再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現）によるものとします。

5 計画の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共にします。

津島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 基本的事項

1.1 計画の目的・位置付け

この計画は、地球温暖化対策に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定するものとし、地球温暖化対策計画に即して、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組を推進するものとします。

1.2 計画の対象範囲

全ての市の機関（首長部局、議会事務局、教育委員会その他行政委員会、地方公営企業）の事務及び事業を対象とします。

なお、市が指定した指定管理者により管理を行う公の施設を含みます。道路の照明は、計画の対象範囲に含みますが、温室効果ガス排出量の算定の対象としません。

1.3 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める7種類の温室効果ガスとします。

種類	地球温暖化係数	主な用途・排出源	算定
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼	○
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立て	△
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセス	△
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14,800	スプレー、エアコン・冷蔵庫等の冷媒	△
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390~17,340	半導体の製造プロセス	×
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体	×
三ふつ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス	斜線

備考 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項の規定により、NF₃を除き、温室効果ガス排出量の算定対象となるが、PFC及びSF₆は市の機関の事務事業からの排出が見込まれないこと、CH₄、N₂O及びHFCは総排出量全体に占める排出量の割合が極めて小さいため、算定対象としない。

1.4 計画の期間

2018（平成30）年度から2035（令和17）年度まで

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

基準年度

2013（平成 25）年度

目標年度

短期目標 2030（令和 12）年度

中期目標 2035（令和 17）年度

長期目標 2050（令和 32）年度

2 温室効果ガスの排出状況

2.1 温室効果ガス排出量の推移

市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、基準年度に対して 28.0% の削減率となっていますが、過去 3 年間の推移で見ると、増加傾向にあります。

（単位 t-CO₂）

年度	基準値／指標値	実績値	対基準年度削減量	対基準年度削減率
2013（平成 25）基準年度	10,041	-	-	-
2021（令和 3）	9,100	5,542	4,499	44.8
2022（令和 4）	8,950	6,087	3,954	39.4
2023（令和 5）中間目標年度	8,715	7,751	2,290	22.8
2024（令和 6）暫定	8,315	7,231	2,810	28.0

備考

部門別排出量（2024 年度）

首長部門 18.9%、水道 21.3%、教育 19.4%、病院 40.5%

エネルギー種類別内訳（2024 年度）

電気 81.9%、A 重油 8.2%、都市ガス 4.8%、灯油 2.5%、LPG 1.2%、ガソリン 1.1%、軽油 0.3%

2.2 温室効果ガス排出量の増減要因

2021（令和 3）年度から 2024（令和 6）年度までの 4 年間において、エネルギー使用量が 12.3% の減少となっている一方で、二酸化炭素排出量は、30.5% の増加となっています。

エネルギー使用量は、老朽化した空調設備の更新・高効率化や熱源転換、施設照明の LED 化等により着実に減少しています。二酸化炭素排出量がエネルギー使用量の減少に対応しない要因は、使用するエネルギーの 8 割以上を占める電気に係る排出係数の変化が大きいと考えられます。

年度	エネルギー使用量／原油換算		二酸化炭素排出量	
	実績値	増減	実績値	増減
2021（令和 3）	4,227kL	-	5,542t-CO ₂	-
2022（令和 4）	4,161kL	△1.5%	6,087t-CO ₂	9.8%
2023（令和 5）	4,125kL	△0.9%	7,777t-CO ₂	27.8%
2024（令和 6）	3,706kL	△10.2%	7,231t-CO ₂	△7.0%

2024（令和6）年度の二酸化炭素排出量について、施設分類別の状況を2016（平成28）年度と比較すると、概ね減少傾向にある中で、医療施設で多く削減が進みました。

削減量の大きい施設のうち、スポーツ・レクリエーション系施設は、総合プールの休館、供給施設は、配水場・下水終末処理場での電気使用量の減少によるものとなっています。

（単位 t-CO₂）

CD	施設分類	2016 年度	2023 年度	2024 年度	2024-2016	2024-2023
1	市民文化系施設	610	566.2	525.8	-84.2	-40.4
2	社会教育系施設	293	239.1	161.5	-131.6	-77.6
3	スポーツ・レクリエーション系施設	477	93.9	32.9	-444.1	-61.0
5	学校教育系施設	1,210	1,119.7	1,082.9	-127.1	-36.8
6	子育て支援施設	97	99.8	86.0	-11.0	-13.8
7	保健・福祉施設	215	233.8	232.7	17.4	-1.1
8	医療施設	4,232	3,146.3	2,937.6	-1,294.4	-208.7
9	行政系施設	467	329.2	353.5	-113.5	24.3
10	公営住宅	60	0	43.8	-16.2	43.8
11	公園	0	29.7	29.9	29.9	0.2
12	供給処理施設	1,977	1,691.7	1,553.1	-423.9	-138.6
14	その他施設	143	201.2	188.0	45.0	-13.2
合計		9,781	7,751	7,228	-2,554	- 523

備考

合計の数値は、端数処理等により一致しない場合があります。

2.3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針1-2（公共施設における地球温暖化対策の推進）によるものとします。

3 計画の目標

3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指しつつ、2030年度を目標年度として、温室効果ガスのうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量の削減目標を次のとおり定めます。

（単位 t-CO₂）

項目	基準年度	中間年度	現状	目標年度	中期目標	長期目標
	2013 年度	2023 年度	2024 年度	2030 年度	2035 年度	2050 年度
排出量	10,041	8,715	7,184	5,021	—	0
削減率	—	13.2%	28.5%	50.0%	—	100.0%

※目標年度の削減率を達成するために2024年度の実績に対して削減すべき二酸化炭素排出量は、2,163t-CO₂となります。

3.2 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて展開する施策の指標として、次のとおり設定しました。

取組目標	現状数値	指標数値 (2030 年度)	参考
太陽光発電の最大限の導入	9.2% (2023 年度)	50%以上	設置可能な市有建築物・土地
建築物における省エネルギー対策の徹底	－	新築建築物の平均で ZEB ready 相当	
電動車の導入	11.8% (2023 年度)	ストックで 100%	代替可能な一般公用車
LED 照明の導入	70.3% (2023 年度)	100%	
再生可能エネルギー電力調達の推進	1.5% (2024 年度)	60%以上	

4 基本方針と施策

4.1 基本方針

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-2(公共施設における地球温暖化対策の推進)によるものとします。

4.2 施策と取組

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

施策 1-2-1 再生可能エネルギー等の活用促進

施策 1-2-2 建築物等における省エネルギーの推進

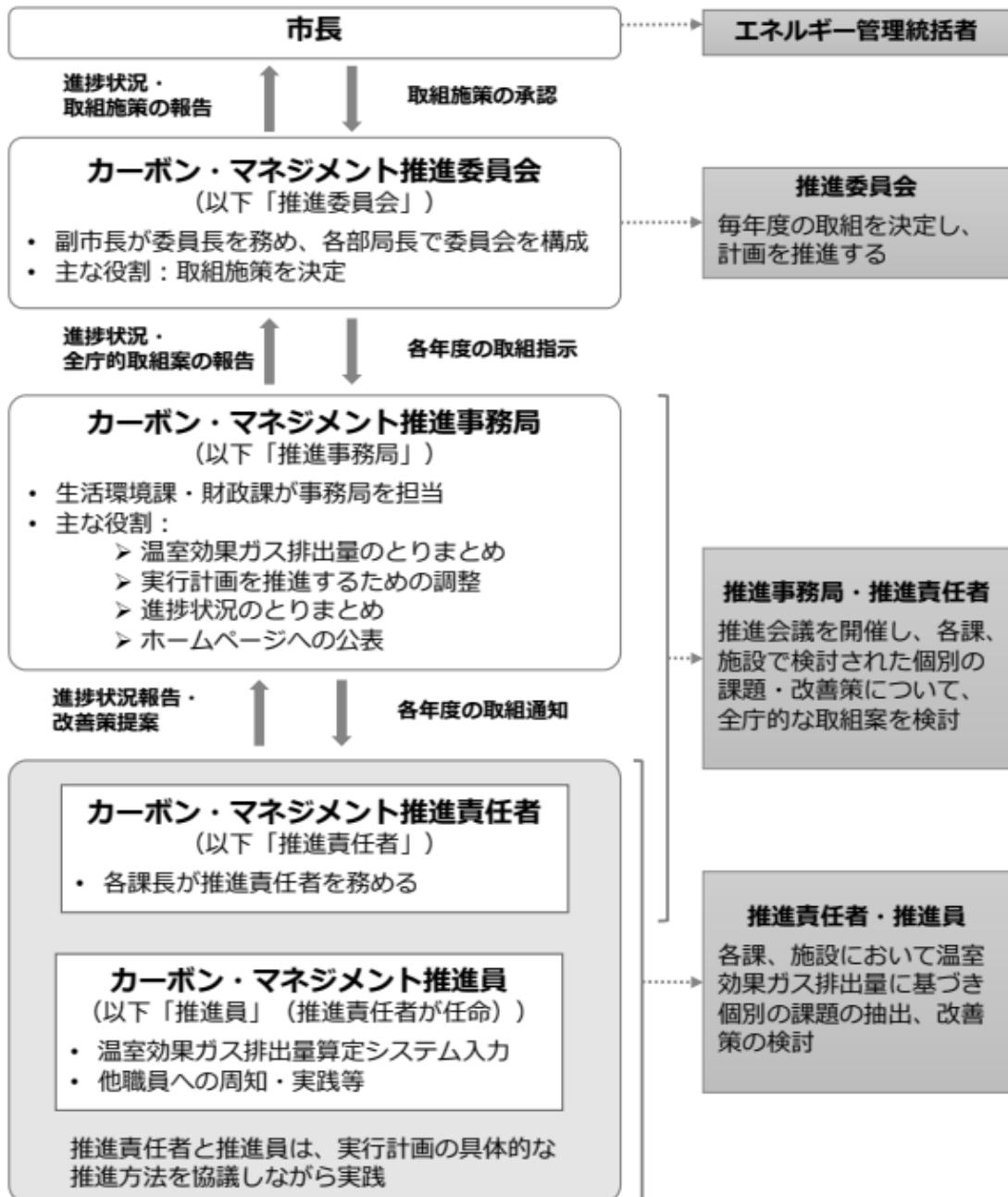
施策 1-2-3 市の業務における環境配慮の促進

5 計画の推進

5.1 カーボン・マネジメント体制による推進

市長をエネルギー管理統括者とし、副市長を委員長、各部局長を委員とする津島市カーボン・マネジメント推進委員会により計画の推進を図ります。

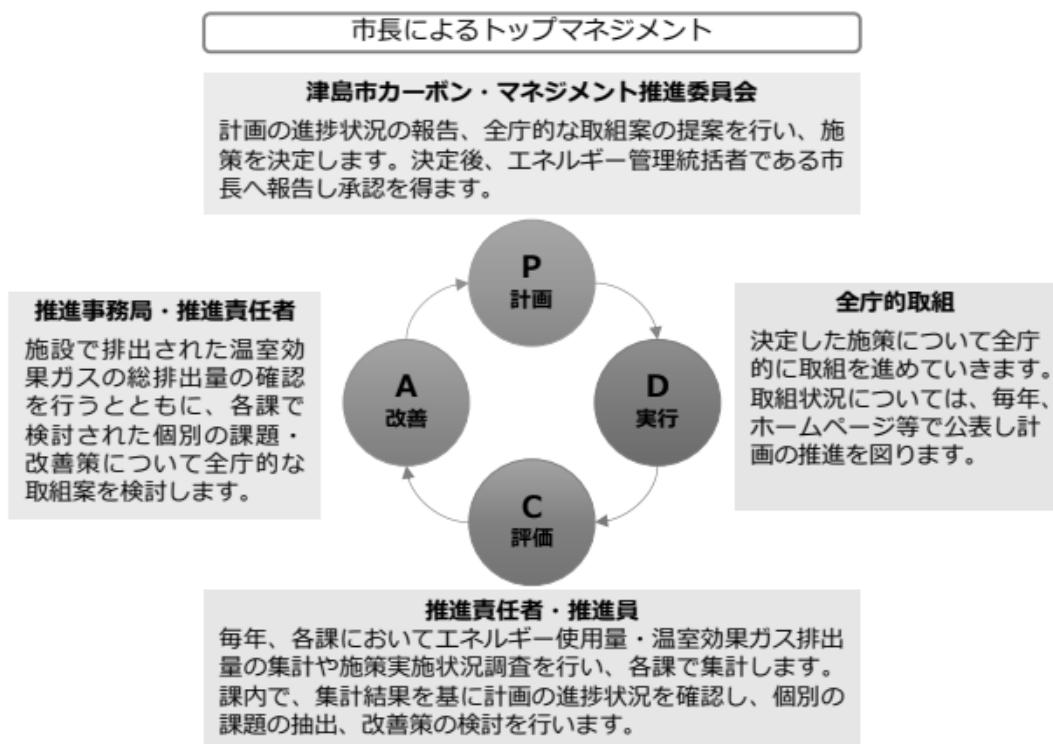
なお、計画の推進の状況は、津島市環境基本計画の進捗状況と併せて、津島市環境基本計画推進委員会に報告し、意見を聞くことができるものとします。



5.2 PDCAによる進行管理

カーボン・マネジメント体制の各主体（エネルギー管理統括者、推進委員会、推進事務局、推進責任者、推進員）は、PDCAサイクルに基づきそれぞれの役割を遂行し、全庁的な取組を円滑に進めていきます。

なお、PDCAサイクルの「C:評価」では、1年間に2回程度、津島市カーボン・マネジメント推進委員会を開催し、各課・施設等の温室効果ガス排出量を確認し、削減の進捗状況に応じて、取組の見直し等を行い、実効性のある取組とします。



5.3 各主体との連携・協働による区域への展開

推進責任者は、施設を所管する指定管理者や施設利用者に対して、市が行う脱炭素の取組を始めとする環境活動への協力要請を行うものとします。また、推進事務局は、津島市カーボン・マネジメントシステムによる取組の状況について、情報公開に努め、区域での情報の共有を図り、地域全体としてのカーボン・マネジメント体制の構築を推進します。

津島市気候変動適応計画

1 基本的事項

1.1 計画の背景

2015（平成27）年12月に開催されたCOP21でパリ協定が採択され、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靭化及び脆弱性の減少という適応に関する世界的な目標が定められました。

2018（平成30）年10月に発表されたIPCC1.5°C特別報告書では、将来の気候に関連するリスクは、広範に及び、複層的で、専門横断的な気候緩和の規模の拡大及び加速と併せて行われる漸進的かつ変革的な適応（社会・生態学的システムの再構築を要する大幅なシステムの変化）によって低減されることが示されました。

日本では、2018（平成30）年6月に気候変動適応法が成立し、気候変動適応の法的な位置付けが明確化され、同法に基づき、同年11月に気候変動適応計画が閣議決定され、2021（令和3）年10月に改定されました。

1.2 計画の位置付け

この計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として、市の区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策とその推進について定めるものとします。

気候変動適応は、気候変動（地球温暖化その他の気候の変動）に起因して、気候変動影響（人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響）に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることとされています。

1.3 計画期間

2026（令和8）年度から2036（令和18）年度までの10年間

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 地域の特徴

2.1 市の基礎情報

自然、社会及び環境に関する地域の環境特性は、第3次津島市環境基本計画によります。

2.2 これまで及び将来の気候の変化

2.2.1 年平均気温（観測値は名古屋、予測値は愛知県平均）

年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には、100年当たり2.3°Cの割合で上昇しています。

21世紀末の年平均気温は、20世紀末と比べて、2°C上昇シナリオ（RCP2.6）で約1.4°C、

4°C上昇シナリオ (RCP8.5) で約 4.3°Cの上昇が予測されています。季節ごとにみると、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されています。

2.2.2 高温／低温（愛知県平均）

年間の猛暑日、熱帯夜、冬日の観測日数について、20世紀末観測地と地球温暖化が進んだ場合の21世紀末の予測値を比較したところ、猛暑日・熱帯夜ともに増加する一方で、冬日については、大幅に減少することが予測されています。

項目	年間猛暑日日数	年間熱帯夜日数	年間冬日日数
20世紀末観測値	4日	8日	48日
2°C上昇シナリオ (RCP2.6)	10日（6日増）	22日（14日増）	32日（16日減）
4°C上昇シナリオ (RCP8.5)	33日（29日増）	65日（57日増）	14日（34日減）

2.2.3 降雨（東海地方）

年降水量は、統計的に有意な変化傾向が確認できていませんが、21世紀末には、4°C上昇シナリオでは、約 189 ミリ減少すると予測されています。

1時間降水量 50 ミリ以上の短時間強雨の年間発生回数は、20世紀末に比べて、2°C上昇シナリオで約 1.4 倍、4°C上昇シナリオで約 2.3 倍に増加すると予測されています。

日降水量 100 ミリ以上の極端な大雨の年間発生回数は、増加の傾向があり、最近 10 年間は、統計期間初期の 10 年間と比べて約 1.4 倍に増加しています。21世紀末には、4°C上昇シナリオで年最大日降水量が約 19 ミリ増加する一方で、4°C上昇シナリオでは、無降水日の年間日数が約 11 日増加すると予測されています。

短時間強雨の頻度や大雨の強度の増加の最大の要因は、気温の上昇により大気中に含まれる水蒸気が増加することと考えられており、地球温暖化の進行に伴って、降雨が極端になることを意味しています。

2.2.4 台風（全国）

台風強度について、観測値では、長期変化傾向は十分に評価されていませんが、将来は、台風の強度が強まり、台風に伴う降水量も増加すると予測されています。

3 適応に関する基本的な考え方

3.1 適応が必要となる気候変動影響

気候変動による影響やその規模は、地域の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、迅速な対応や重点的な対応が必要となる分野も、地域によって異なります。

今後重点的に取り組むべき分野・項目として、国の気候変動影響評価報告書及び愛知県気候変動適応計画で重大性・緊急性・確信度が高いと評価されている項目のうち、津島市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じ、又は将来生ずると予測されているもの及び津島市の地域特性を踏まえて重要と考えられるものを選定しました。

3.2 適応の推進方針

第3次津島市環境基本計画の基本方針 1-3（気候変動影響に対する適応策の促進）に示す推進方針によるものとします。

4 これまで及び将来の気候変動影響と適応策の方向性

気候変動の及ぶ分野ごとに、これまでに生じている気候変動の影響及び将来予測される気候変動の影響を整理しています。それぞれ適応策の方向性は、次の表のとおりとします。

■本市で対策を進めるべき分野の影響と適応策の方向性

分類			評価			これまでに生じている影響	将来予測される影響	適応策の方向性
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度			
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	高温による品質低下(白未熟粒の発生等)や高温年での収量の減少、一部の害虫・病害の増加といった影響が確認されている。	気温上昇や降雨パターンの変化による品質低下や収量の減少、害虫・病害の増加、適地の変化といった影響が予測されている。	栽培技術の向上や品種選択を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適応した農業の手法を探る。
		野菜等	◇	○	△	高温による生育障害や生理障害、発芽不良、品質の低下といった影響が確認されている。	栽培時期の調整や品種選択を適正に行うことで、影響を回避できる可能性はあるものの、更なる気候変動が、野菜の計画的な生産・出荷を困難にする可能性がある。	栽培技術の向上や品種選択、病害虫の適期防除を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適した農作物の栽培を検討する。
		病害虫・雑草	○	○	○	高温による一部の病害虫の発生増加や分布域が拡大しており、気温上昇の影響が指摘されている。	病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害が拡大する可能性が指摘されている。	栽培技術の向上や品種選択、病害虫の適期防除を適切に行い、気候変動影響を回避するとともに、気候変動に適した農作物の栽培を検討する。
		農業生産基盤	○	○	○	降雨パターンの変化により短時間の極端な大雨による農地の湛水被害や高温による用水管理の変化に伴う水資源の利用に影響が見られる。	極端現象(多雨・渇水)の増大等により、農地の湛水被害のリスクの増加や用水管理の変更等に伴う水資源の不足等の影響が予想されている。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、営農状況に応じて必要な水資源を確保する。
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	気温の上昇に伴う河川水温の上昇は、市の区域で明確に確認できるデータはないが、全国的には、水温の上昇傾向が確認され、水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されている。	気温の上昇に伴う水温の上昇によるDOの低下、DOの消費を伴った微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、植物プランクトンの増加による異臭味の増加等が予測されている。	継続的に河川の水質調査によるデータを収集し、状況の変化をモニタリングする。
	水資源	水供給(地下水)	○	△	△	県内では、降雨パターンの変化により短時間の極端な大雨が発生する一方で、年間の降雨の日数が減少しており、取水が制限される渇水が生じている。	渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念されている。渇水に伴い地下水利用が増加した場合は、地盤沈下が進行する可能性がある。	飲用、生活用、農業用等の安定的な水供給を図るとともに、引き続き地盤沈下の状況をモニタリングする。
		水需要	◇	△	△	高温障害への対応として、田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌溉の実施等に伴う水使用量の増加が報告されている。	気温の上昇による飲料水等の需要増加の可能性があるとともに、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念されている。渇水に伴い地下水利用が増加した場合は、地盤沈下が進行する可能性がある。	飲用、生活用、農業用等の安定的な水供給を図るとともに、引き続き地盤沈下の状況をモニタリングする。

分類			評価			これまでに生じている影響	将来予測される影響	適応策の方向性
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度			
自然生態系	その他	生物季節	◇	○	○	植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まり等、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されている。市を代表する樹木である「藤」の開花に合わせたイベントを毎年実施しているが、開花時期の早期化が見られる。	生物季節の変動について、ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化等、様々な影響が予測されている。個々の種が受ける影響に止まらず、種間の様々な相互作用への影響が予測されている。	市の樹木である藤の開花時期を見越してイベントの開催時期を設定する。
		分布・個体群の変動	○	○	○	昆虫や鳥類において、分布の北限や越冬地等が高緯度に広がる等、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されている。	種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が種の絶滅や集団の生息域の混雑の可能性、外来種の分布拡大や定着が予測されている。	地域の生きものの生息・生育状況の情報を収集し、生態系の状況把握に努めるとともに、外来種の防除に取り組む。
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○	極端な降雨の発生頻度や強度は、経年的に増加傾向にあり、全国で甚大な水害が発生している。	今後更にこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力(災害の原因となる豪雨等の自然現象)により、水害の頻度や極めて大規模な水害の発生が懸念される。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、水災害における被害の軽減のため、総合的な対策を実施する。
		内水	○	○	○	極端な降雨の発生頻度や強度は、経年的に増加傾向にあり、全国で甚大な水害が発生している。市の区域でも短時間の大雨による内水氾濫が発生している。	今後更にこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力(災害の原因となる豪雨等の自然現象)により、水害の頻度や極めて大規模な水害の発生が懸念される。	降雨パターンの変化を踏まえた排水機場や排水路等の適正な管理・整備を行うとともに、水災害における被害の軽減のため、総合的な対策を実施する。
健康	暑熱	熱中症	○	○	○	市における熱中症による救急搬送人員は、2011年と比べて1.9倍に増加しているほか、熱中症による医療機関受診者数、熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されている。高齢者の住宅での発症や若年層の屋外活動の発症が報告されている。	屋外労働可能な時間の短縮、屋外労働に対し安全ではない日数の増加、屋外での激しい運動に厳重警戒が必要となる日数の増加が予測されている。	熱中症の注意喚起や熱中症予防の普及啓発を行うとともに、あらゆる場面での屋内・屋外での熱中症リスクの低減を促進する。
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	Dengue熱を媒介する蚊(ヒトスジシマカ)の生息域が東北北部まで拡大していることが確認されている。ダニ等に媒介される感染症についても全国的な報告件数の増加や発生地域の拡大が確認されている。	気温の上昇や降雨の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、節足動物媒介感染症のリスクを増加させる可能性がある。	感染症を媒介する節足動物の生息域や感染症の発生地域の情報を注視し、必要に応じて原因となる蚊の駆除等を行う。
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録した報告が見られる。強い台風等によりエネルギー供給インフラが被害を受けエネルギーの供給が停止した報告が見られる。	極端現象(大雨、猛暑日等)の頻度や強度の増加のリスクに備え、引き続き、気候変動による影響を注視する必要がある。	自然災害時にも電気、ガス等の設備を利用可能とするために被害対策を行うとともに、自立的な電源の確保にも資する再生可能エネルギーの利用を促進する。

評価基準

【重大性】○:特に重大な影響が認められる ◇:影響が認められる —:現状では評価できない

【緊急性】○:高い △:中程度 □:低い —:現状では評価できない

【確信度】○:高い △:中程度 □:低い —:現状では評価できない

5 適応策の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

生物多様性つしま戦略

1 戰略の基本的事項

1.1 生物多様性と4つの危機

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

日本の生物多様性は、4つの危機にさらされています。過去にも自然環境等の影響により大量絶滅が起きていますが、現在は、人間活動による影響を主な要因として、地球上の種の絶滅のスピードが自然状態の約100～1,000倍に達し、多くの生きものが危機に瀕しています。

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
第2の危機	里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下
第3の危機	外来生物等の持込みによる生態系のかく乱
第4の危機	地球環境の変化による機器

1.2 戰略の背景

2008（平成20）年、生物多様性基本法が施行され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにして、その方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として定められました。

2021（令和3）年2月、あいち生物多様性戦略2030が策定され、「人と自然共生するあいち」の実現に向けて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じることを目標として設定し、「生態系ネットワーク」と「生物多様性主流化の加速」を両輪として、様々な施策が展開されています。

2022（令和4）年、第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）で昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる（ネイチャーポジティブ／自然再興）ための緊急の行動をとることを掲げ、その達成に向けた行動目標が設定されました。

2023（令和5）年、生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定され、ネイチャーポジティブ／自然再興の実現を目指し、30by30目標を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

1.3 戰略の位置付け

この戦略は、生物多様性基本法第13条第1項の規定に基づく生物多様性地域戦略として、市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する具体的な行動の指針を定めるものとします。

戦略の推進に当たっては、あいち生物多様性地域戦略2030に配慮するとともに、上位計画である津島市総合計画を踏まえつつ、市の各種関係計画等との整合・連携を図るものとします。

1.4 対象とする区域

津島市の全域を対象とします。なお、生物多様性の保全に向けて、必要に応じて流域の広がりや自然環境の連続性等を考慮し、市の区域に隣接する地域等との連携を図るものとします。

1.5 計画期間

2026（令和8）年度から2036（令和18）年度までの10年間

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 生物多様性等に関する現状と課題認識

2.1 生物多様性・自然資本に関する認識

2.1.1 市の区域の生態系の現状と課題

本市の区域は、木曽川、長良川、揖斐川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野にあり、市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっています。市域の中央を南北に横断する日光川を始め、市内を重要な河川や用悪水路が流れています。

市西部は、市街地が多い一方で、旧河川の自然堤防や周辺の集落地に多くの緑が残り、天王川公園や社寺林の緑と一体として、緑の繋がりを形成しています。市東部は、市街化の進む地区もあるが、農地の緑を中心として、点在する集落の社寺林・屋敷林や河川や水路を要素とした水と緑の広がりが見られます。

年平均気温は、16.5°Cで、月別では5.0°Cから28.6°Cまでの幅があります。なお、年平均気温は、100年間で約2.2°Cの上昇が観測されています。

市の区域のほとんどは、平野生態系に属し、農地生態系、陸水生態系及び都市生態系で構成されています。

農地の周辺では、水域にカエルや昆虫が生息し、畠にレンゲソウやナズナ、小動物を餌とするツバメやヒバリ、サギ類、ケリ、コウモリ等の姿が見られますが、農業水利施設の整備が進み、土水路等が減少しています。また、人里に近く、ある一定の頻度でかく乱を受けてきた採草地等の半自然草地が減少し、草地に特有の植物であるスギナ、メナモミ、オナモミ等の減少が見られます。一方で、農地や周辺の水路では、ヌートリアやハクビシン、アライグマ、アカミミガメ、スクミリングガイ等の外来生物が増えています。

市街地では、人工的な環境の中にも都市公園や小公園、社寺林等の樹林や草地環境にタブノキ、クスノキ等の常緑樹林が残り、シジュウガラ等の身近な野鳥の棲み処となっているほか、街路樹や植え込み等は、鳥類や昆虫類等の小型の生きものの生息地となっています。なお、まちなかの緑地を構成する生産緑地は、1992（平成4）年に指定されて以降、経年減少を続けています。また、増加する空き地や草地では、セイヨウタンポポ、オオキンケイギク等の外来生物が多く生育していますが、一部では在来種も見られます。

市街化区域内の主要な緑地である農地は、住宅や工場等への転用が続いている、減少が進んでいます。

2.1.2 生態系の喪失状況

地域における生態系の区分ごとの規模の状況は、次のとおりです。

区分	長期トレンド	直近の状況
農地生態系	減少	農地の減少、農地の大規模転用・市街化調整区域の宅地化の進行
陸水生態系	減少	護岸整備に伴う水辺の喪失
都市生態系	維持	生産緑地の経年減少、都市公園の整備

2.1.3 生態系の質の劣化状況

地域における生態系の区分ごとの質の変化の状況は、次のとおりです。

区分	長期トレンド	直近の状況
農地生態系	農地の減少	連続した水田の減少
陸水生態系	河川水質の改善	河川水質は横ばい、
都市生態系	まちなかの緑地の減少	社寺林・屋敷林がまちなかに点在、野生生物の増加

2.1.4 生態系ネットワークの状況

生きものの生息・生育空間は、市街地を取り囲むように広がる農地の緑や水、都市公園や小公園、社寺林・屋敷林、生産緑地等のまちなかのまとまった緑や水に形成されています。公共施設・民有施設の樹木等のまちなかに点在する緑地、幹線道路の街路樹、縦横に流れる河川・水路の水と緑によって生息・生育空間を接続することによって、地域での生態系ネットワークが形成されています。

また、流域や自然環境の連続性等により地域的な広がりを持った区域を対象範囲とする尾張西部生態系ネットワークに参加し、地域で活動する多様な団体との連携により、広域的な生態系ネットワークの形成を推進しています。

2.2 生物多様性・自然資本・生態系サービスに関する認識

2.2.1 地域の生態系の特徴

本市は、平野にひろがる畑や水田、ハス田、自然堤防上に残る樹林を特徴とする平野生態系に属しています。

市街地の周辺に広がる水田等の農地は、平野部における貴重な水辺ネットワークを形成しており、大都市近郊に位置しながら豊かな生態系が残されています。一方で、大都市近郊であることから、都市化が進みやすく、残された樹林や水田の連続性が失われるといったリスクも抱えています。

生態系区分	主な特徴と自然資本	強み（ポテンシャル）	弱み（課題）
平野生態系	平野部の畑、水田、ハス田、自然堤防上の樹林	大規模な水田やハス田は渡り鳥や水生生物の貴重な生息・繁殖地	都市化による生息地の分断、外来種の侵入、農業形態の変化による湿地環境の喪失

（出典：あいち生物多様性戦略 2030）

2.2.2 生態系サービスに関する特徴や課題認識

区分	説明	本市の特徴と課題
供給サービス	農産物、燃料等が直接的にもたらされること。	<ul style="list-style-type: none"> 木曽川等の地域の水系が安定した農業用水を供給し、米生産が盛んである。 農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加する懸念がある。
調整サービス	きれいな空気や水、暮らしやすい気候が保たれたり、災害の被害が抑えられたりすること。	<ul style="list-style-type: none"> 水田の洪水調整や緑地・水路が気温上昇の抑制機能を有している。 土地利用転換による農地の減少（不浸透域の増加）が地域の防災・減災機能や気候調整力を低下させる懸念がある。
文化的サービス	自然との関わりの中での芸術や祭りの発展、自然とのふれあいで心身が癒されること。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を基盤とする尾張津島天王祭、天王川公園、もろこ寿司等の水郷地帯特有の祭礼文化や食文化が継承されている。 水田等の減少により、身近な自然とふれあえる場が減少し、伝統的な知恵や文化の継承が難しくなる懸念がある。
基盤サービス	生きものが生きる土壌、水、空気等を作り出し、それらを循環させること。	<ul style="list-style-type: none"> 水田や河川、自然堤防上の樹林が、渡り鳥や水生生物の繁殖を支えている。 土地利用転換により市街化が進み、生きものの移動経路が遮断され、生物多様性の損失の懸念がある。

2.2.3 地域の有する資本から見た特徴とポテンシャル

区分	特徴	ポテンシャル
海拔ゼロメートル以下の低地生態系	木曽三川の堆積物によって形成された三角州平野であり、市域のほとんどが海拔ゼロメートル以下の低地で、地形的に湿地性が高く、多様な湿地性生物が息づく環境を構成している。	水田等の農地を維持することで、生きものの生息・生育空間を確保とともに、グリーンインフラとして一時的な雨水貯留機能を有しし、低地特有の浸水リスクを軽減する防災拠点となり得る。
網目状の水路・河川ネットワーク	日光川、目比川、善太川等の河川や無数の用水路が網目状に広がり、生きものの通り道（エコロジカル・ネットワーク）として機能している。	農地と水路を併せて保全することで、魚類や両生類が農地と河川を自由に行き来できる連続性の高い生態系を構築することができる。

区分	特徴	ポテンシャル
水田等水辺 環境に依存 する生きも のの生息生 育空間	市域に広がる農地は、多くの動 植物にとって重要な生息生育空 間となっている。	サギ等の水辺環境に依存する野鳥が飛 来する豊かな農地であることを生かし た農産物のブランディング等によって、 付加価値を高めることが考えられる。

3 戰略の目指す姿と基本戦略

3.1 将来像

第3次津島市環境基本計画の基本目標2で示すまちの将来像によるものとします。

3.2 基本戦略

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる基本方針によるものとします。

基本方針2-1 多様な生きものが生息・生育できる環境の保全

基本方針2-2 人と自然との共生の推進

基本方針4-1 緑と水による生活空間の快適さの向上

基本方針4-2 暮らしの安全・安心の確保

基本方針5-1 地域で行動する人材の育成

基本方針5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

3.3 基本戦略に対する目標・指標設定構造

次とおり数値目標を設定するとともに、施策に対する指標は、第3次津島市環境基本計画で示す基本目標2に係る計画進捗管理指標によるものとします。

項目	基準値	目標値
自然的土地利用面積	1,024ha (2021年度)	1,024ha
特定外来生物新規定着数	- (2024年度)	0種
生物多様性の言葉の認知度	28.1% (2024年度)	50.0%

4 空間計画と施策の展開

4.1 空間計画

本市の地形は、木曽川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野であり、市域のほとんどが海拔ゼロメートル以下の低地であるという特徴がある。この独自の地勢を背景とした生態系ごとの空間計画は、次のとおりとする。

生態系の種類	主な機能と特徴	空間計画の方向性
水域生態系（河川・水路網）	・日光川等の河川と水路を軸に、水辺環境に依存する水生生物や野鳥等の動植物の生息・生育空間及び移動経路（コリドー）としての機能を持つ。	・施策 2-1-3 緑地・水辺の保全 ・施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成 ・施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上 ・施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実
農地生態系（水田等）	・農地環境に依存する様々な野鳥等の動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が身近に自然とふれあえる場としての機能を持つ。	・施策 2-1-2 農地環境の保全 ・施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実 ・施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実
公園・緑地生態系（都市の緑）	・天王川公園を中心とした、人の活動と自然が調和する空間で、四季折々の情緒を提供し、文化的・教育的なサービス機能を持つ。	・施策 2-1-3 緑地・水辺の保全 ・施策 2-2-2 自然にふれあう機会の充実 ・施策 4-1-1 公共空間における緑地の推進 ・施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上

4.2 施策

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

- 施策 2-1-1 地域の生態系の維持・回復
- 施策 2-1-2 農地環境の保全
- 施策 2-1-3 緑地・水辺の保全
- 施策 2-1-4 生態系ネットワークの形成
- 施策 4-1-1 公共空間における緑化の推進
- 施策 4-1-3 緑と水と共生する生活空間の魅力向上
- 施策 4-2-1 健全な水循環の維持・回復
- 施策 4-2-3 環境資源を活用した防災・減災機能の充実
- 施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
- 施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
- 施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
- 施策 5-2-2 環境保全活動の推進
- 施策 5-2-3 パートナーシップによる施策の推進

5 戰略の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

